

教育委員会月報



文部科学省

● **特集** 初等中等教育企画課
● **令和3年度公立学校教職員の人事行政状況調査について**

事業紹介 初等中等教育企画課 群馬県教育委員会

令和4年度市町村教育委員会研究協議会(第1ブロック)の開催について

事業紹介 初等中等教育企画課 長崎県教育委員会

令和4年度市町村教育委員会研究協議会(第2ブロック)の開催について

事業紹介 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

学校安全の推進について

[調査・統計] 「令和4年度公立学校教員採用選考試験の実施状況」について

Series 地方発! 我が教育委員会の取組

埼玉県川口市教育委員会 / 愛媛県松野町教育委員会

お知らせ



2023年2月24日発行 第74巻11号

2023 February



● **特集** 初等中等教育企画課
● **令和3年度公立学校教職員の人事行政状況調査について** 1

事業紹介 初等中等教育企画課 群馬県教育委員会
**令和4年度市町村教育委員会研究協議会
(第1ブロック)の開催について** 7

事業紹介 初等中等教育企画課 長崎県教育委員会
**令和4年度市町村教育委員会研究協議会
(第2ブロック)の開催について** 19

事業紹介 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
学校安全の推進について 31

[調査・統計] **「令和4年度公立学校教員採用選考試験の実施状況」について**
総合教育政策局教育人材政策課 40

Series 地方発! 我が教育委員会の取組
教育DXで実現!オンライン社会科見学
～学習を深める博学連携の新しいカタチ～
埼玉県川口市教育委員会 50

『森の国まつり』でRunning & Walking
～運動習慣の定着と地域コミュニティの活性化をめざして～
愛媛県松野町教育委員会 55

お知らせ

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について
スポーツ庁地域スポーツ課・文化庁参事官(芸術文化担当)付 58

令和3年度公立学校教職員の 人事行政状況調査について

初等中等教育企画課

令和4年12月26日に公表した「令和3年度公立学校教職員の人事行政状況調査」の結果を紹介する。なお、文部科学省ホームページに調査結果を掲載している。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1411820_00006.htm



1 概要

本調査は、教職員の人事管理に資するため、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における教職員の人事行政の状況について、調査を実施。

※一部の項目については幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）も対象

2 調査対象及び調査対象期間

都道府県・指定都市の計67教育委員会を対象（一部の調査については、市（指定都市を除く）区町村及び学校設置組合等の計1,746教育委員会も対象）とし、令和3年度の状況を中心に調査。

3 主な調査項目

- (1) 教育職員の精神疾患による病気休職者等数
- (2) 教育職員の懲戒処分又は訓告等（以下「懲戒処分等」という。）の状況
- (3) 女性管理職（校長、副校長及び教頭）の割合
- (4) 管理職選考における特別支援教育の経験等に関する情報の把握・管理の状況
- (5) 育児休業等の取得状況
- (6) ハラスメントの防止措置の実施状況 等

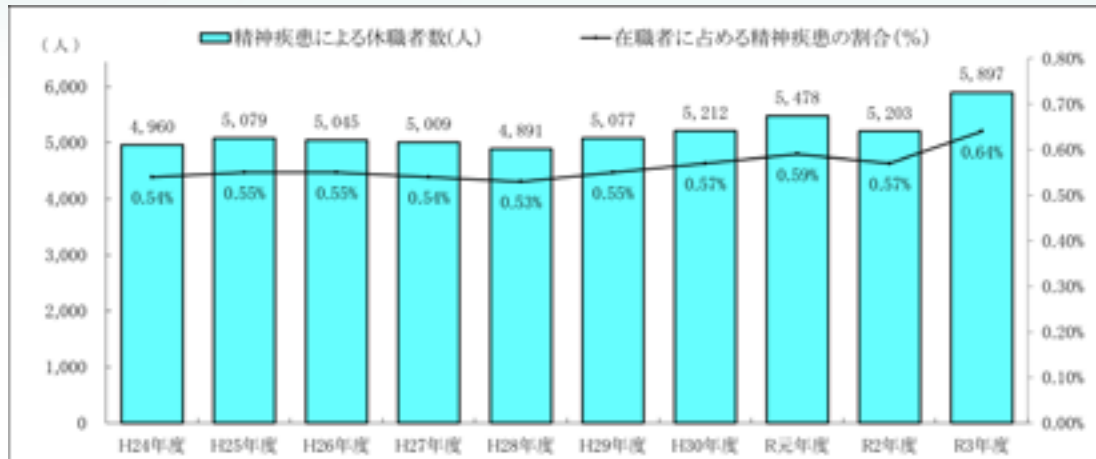
4 調査結果の概要

(1) 教育職員の精神疾患による病気休職者数（令和3年度）

教育職員※の精神疾患による病気休職者数は、5,897人（全教育職員数の0.64%）で、令和2年度（5,203人）から694人増加し、過去最多。〈参考1〉

※公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員（総計919,922人（令和3年5月1日現在））

〈参考1〉教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移（平成24年度～令和3年度）



(2) 教育職員の懲戒処分等の状況（令和3年度）

懲戒処分等を受けた教育職員は、4,674人（0.50%）で、令和2年度（4,101人（0.44%））から573人増加。〈参考2〉

- ・「体罰」により懲戒処分等を受けた者は、343人（0.04%）（令和2年度393人（0.04%））。
- ・「性犯罪・性暴力等」により懲戒処分等を受けた者は、216人（0.02%）（令和2年度201人（0.02%））。うち、児童生徒等に対する性犯罪・性暴力により懲戒処分を受けた者は94人（令和2年度96人）。

※1（ ）内の割合は教育職員数に対する割合

※2 幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）の教育職員も対象

※3 本調査における「性犯罪・性暴力等」とは、性犯罪・性暴力及びセクシュアルハラスメントをいう。「性犯罪・性暴力」とは、強制性交等、強制わいせつ（13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為）、児童ポルノ法第5条から第8条までに当たる行為、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。「セクシュアルハラスメント」とは、他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等をいう。なお、「性犯罪・性暴力等」、「性犯罪・性暴力」は、令和元年度調査における「わいせつ行為等」、「わいせつ行為」と同様の範囲

〈参考2〉教育職員の懲戒処分等の状況

（単位：人）

区分	年度	懲戒処分					訓告等	総計
		免職	停職	減給	戒告	合計		
交通違反・ 交通事故	3	19	32	38	71	160	2,208	2,368
	2	14	38	31	74	157	1,975	2,132
体罰	3	1	11	37	41	90	253	343
	2	1	12	43	48	104	289	393
性犯罪・ 性暴力等	3	119 (89)	50 (5)	21 (0)	2 (0)	192 (94)	24 (0)	216 (94)
	2	113 (91)	46 (5)	17 (0)	3 (0)	179 (96)	22 (0)	201 (96)

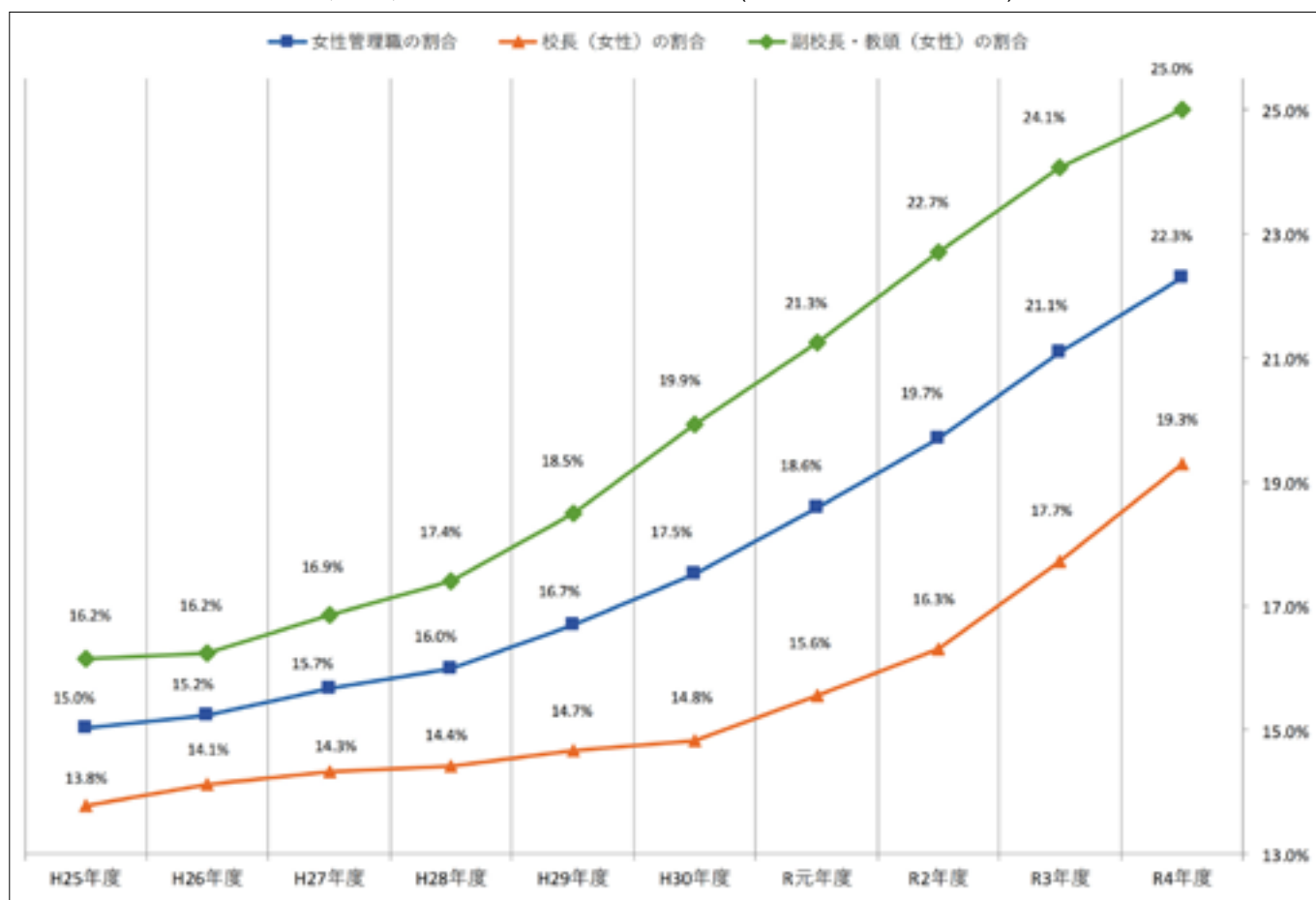
上記以外の理由	3	34	69	80	77	260	1,487	1,747
理由	2	42	68	99	62	271	1,104	1,375
合計	3	173	162	176	191	702	3,972	4,674
	2	170	164	190	187	711	3,390	4,101

※性犯罪・性暴力等の()は、児童生徒等に対する性犯罪・性暴力による件数で内数

(3) 女性管理職（校長、副校長及び教頭）の割合（令和4年4月1日現在）

女性の管理職（校長、副校長及び教頭）は16,103人で、令和3年4月1日現在から746人増加。女性管理職の割合は22.3%で、過去最高の割合。〈参考3〉

〈参考3〉 職種別の女性管理職の人数と割合（平成25年度～令和4年度）



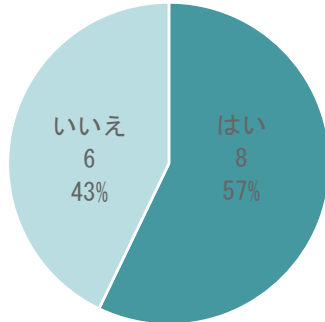
(4) 管理職選考における特別支援教育の経験等に関する情報の把握・管理の状況（令和4年4月1日現在）

管理職選考において、特別支援教育の経験等の情報を把握・管理している教育委員会の数は14で、全体の約2割。うち、把握・管理した情報を管理職選考で考慮している教育委員会の割合は約6割。特別支援教育の経験等の情報を把握・管理していない教育委員会の数は53で、全体の約8割。うち、今後情報を把握・管理する予定がある教育委員会は約1割。〈参考4〉

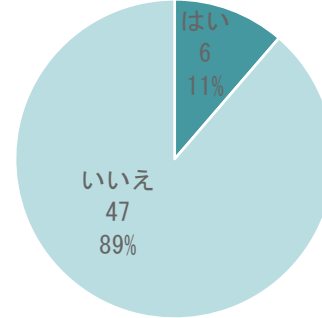
〈参考4〉管理職選考において、特別支援教育の経験等（※）の情報を把握・管理している教育委員会の割合
 ※特別支援教育の経験等：特別支援学級担任等、特別支援学級の教科担任、通級による指導の担当、特別支援学校における指導、特別支援教育コーディネーターの経験

	把握している	把握していない
教育委員会数	14	53
割合(%)	20.9%	79.1%

特別支援教育に関し把握・管理した経験を管理職選考で考慮しているか



今後、管理職選考において特別支援教育の経験等の情報を把握・管理する予定があるか



(5) 教育職員の育児休業等の取得状況（令和3年度）

令和3年度に新たに育児休業等を取得可能となった職員のうち、①育児休業の取得割合は、男性が9.3%、女性が97.4%で、前回調査（男性2.8%、女性96.9%）から増加。②育児短時間勤務の取得割合は、男性は0.6%、女性は5.1%。
 〈参考5〉

〈参考5〉教育職員の育児休業等の取得状況

区分	教育職員						(参考)地方公務員の状況(2年度)		
	男性職員		女性職員		合計		男性職員	女性職員	合計
	H30	R3	H30	R3	H30	R3			
新たに取得可能となった者	16,082	17,260	19,192	20,591	35,274	37,851	64,460	45,908	110,368
育児休業	445 (2.8%)	1,603 (9.3%)	18,589 (96.9%)	20,064 (97.4%)	19,034 (54.0%)	21,667 (57.2%)	8,524 (13.2%)	45,783 (99.7%)	54,307 (49.2%)
育児短時間勤務	14 (0.1%)	38 (0.2%)	351 (1.8%)	755 (3.7%)	365 (1.0%)	793 (2.1%)	181 (0.3%)	4,245 (9.2%)	4,426 (4.0%)
部分休業	33 (0.2%)	112 (0.6%)	481 (2.5%)	1,058 (5.1%)	514 (1.5%)	1,170 (3.1%)	1,154 (1.8%)	16,593 (36.1%)	17,747 (16.1%)

※()は、新たに取得可能となった者に対する取得者の割合を示す。
 ※育児短時間勤務は、任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、①1日当たり3時間55分勤務、②1日当たり4時間55分勤務、③週3日勤務、④週2日と1日のみ3時間55分勤務、⑤その他条例で定める勤務形態を選択して勤務することができる制度。
 ※部分休業は、任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日当たり2時間まで勤務しないことができる制度。

(6) ハラスメント防止措置の実施状況（令和4年6月1日現在）

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントの防止措置について、「要綱・指針等の策定」「相談窓口の設置」「研修の実施」は全都道府県・指定都市で実施済。一方で、市区町村等の一部において未実施。妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについて、都道府県・指定都市・市区町村等の一部において未実施。〈参考6〉

〈参考6〉 ハラスメント防止措置の実施状況

(実施済団体数・実施率)

区 分		パワーハラスメント	セクシュアル ハラスメント	妊娠・出産・育児休業・介護 休業等に関するハラスメント
要綱・指針等 の策定	都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	47団体(100%)
	指定都市	20団体(100%)	20団体(100%)	20団体(100%)
	市区町村等	1,533団体 (87.9%)	1,536団体 (88.1%)	1,436団体 (83.9%)
厳正に対処する 旨の方針等の規 定、職員への周 知・啓発	都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	46団体(97.9%)
	指定都市	20団体(100%)	20団体(100%)	20団体(100%)
	市区町村等	1,249団体 (71.6%)	1,278団体 (73.3%)	1,209団体 (69.3%)
相談窓口 の設置	都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	47団体(100%)
	指定都市	20団体(100%)	20団体(100%)	20団体(100%)
	市区町村等	1,436団体 (82.3%)	1,448団体 (83.0%)	1,400団体 (80.3%)
研修の実施	都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	46団体(97.9%)
	指定都市	20団体(100%)	20団体(100%)	20団体(100%)
	市区町村等	1,079団体 (61.9%)	1,076団体 (61.7%)	1,039団体 (59.6%)

調査結果を踏まえた今後の対応

■ 精神疾患による病気休職者等数関係

- ・ 労働安全衛生管理の充実などメンタルヘルス対策等の一層の推進
- ・ 勤務時間管理の徹底をはじめとする学校における働き方改革の一層の推進
- ・ パワーハラスメントなどハラスメント防止措置の徹底
- ・ 過剰要求等に適切に対応するための弁護士等による法務相談体制の整備の促進 等

■ 懲戒処分等の状況関係

- ・ 体罰根絶に向けて各教育委員会等に対する指導等の実施
- ・ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律や同法に基づく基本指針等を踏まえた取組の推進
- > 研修・啓発、早期発見のための定期的な調査、事案発生時の適切な調査等の推進、相談体制の充実
- > 特定免許状失効者等データベースの構築、官報情報検索ツールの管理・活用
- > 児童生徒性暴力等を行った教員について原則として懲戒免職とすること、告発を遺漏なく行うことの徹底
- > 予防的な取組の推進（執務環境の見直しによる密室状態の回避、教育指導体制の見直しによる組織的対応、児童生徒等と SNS 等による私的なやり取りを行ってはいけないことの明確化など）等

■ 女性管理職の割合関係

- ・ 第 5 次男女共同参画基本計画等を踏まえ、校長及び副校長・教頭それぞれについての目標設定の推進等

■ 管理職選考における特別支援教育の経験等に関する情報の把握・管理の状況関係

- ・ 各教育委員会が、管理職選考に資するために、特別支援教育の経験（特別支援学級、通級による指導、特別支援学校、特別支援教育コーディネーター等）について把握・管理するよう一層の取組を依頼

■ ハラスメントの防止措置の実施状況関係

- ・ 市区町村教育委員会も含め、事業主である教育委員会が講ずべき措置が確実に実施されるよう取組の徹底を要請

■ その他

- ・ 調査結果を踏まえた人事行政を適切に行う上での留意事項の通知、人事担当者を集めた研修会の実施

令和4年度市町村教育委員会研究協議会 (第1ブロック)の開催について

令和4年度市町村教育委員会研究協議会の第1ブロックが、文部科学省と群馬県教育委員会との共催により、令和4年11月10日(木)、11日(金)の日程で、1日目は昌賢学園まえばしホール、2日目は群馬会館及び前橋テルサにて開催された。

この研究協議会は、市町村教育委員会の教育長、委員、事務局職員等を対象に、各市町村教育委員会において展開されている地域の実情、特性に応じた特色ある優れた施策についての情報・意見の交流や教育委員会の在り方についての研究協議等を行うこと等により、総合的かつ積極的な地方教育行政の一層の展開に資することを目的として実施しているものである。

第1ブロックで行われた講演、パネルディスカッション、分科会による事例発表・研究協議について紹介する。



【第1ブロック】群馬県

1 日程

第1日目：11月10日(木)

13:00～13:15

1 開会行事

主催者挨拶

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課長 堀野 晶三

群馬県教育委員会教育長 平田 郁美

13:15～14:05

2 行政説明

「初等中等教育施策の動向について」

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課長 堀野 晶三

14:15～15:05

3 基調講演

「ICT機器を活用した個別最適な学びと協働的な学びによる新しい学びの実現について」

東京学芸大学 教授 高橋 純

15:20～17:00

4 パネルディスカッション

○テーマ

「[令和の日本型学校教育]の構築に向けたICT教育の在り方について」

○コーディネーター

東京学芸大学 教授 高橋 純

○パネリスト

埼玉県戸田市教育委員会教育長 戸ヶ崎 勤

群馬県前橋市教育委員会教育長 吉川真由美

文部科学省初等中等教育局視学委員
立命館大学客員教授
愛知教育大学客員教授 中川 哲

第2日目：11月11日（金）

9:30～11:30

事例発表・研究協議

○第1分科会

「教育現場における積極的なICT活用について」

・発表者

埼玉県戸田市教育委員会教育政策室
主幹兼指導主事 布瀬川裕貴
群馬県下仁田町教育委員会教育課
学校教育係長 佐藤 敦保

・司会者

群馬県藤岡市教育委員会教育長
田中 政文

・助言者

文部科学省初等中等教育局視学委員
立命館大学客員教授
愛知教育大学客員教授 中川 哲
文部科学省初等中等教育局
GIGASuDX 推進チーム 関 正人

○第2分科会

「教職員が心身ともに健康でよいコンディションで
子どもたちと向き合うために」

・発表者

茨城県守谷市教育委員会参事
奈幡 正
群馬県安中市教育委員会教育長
竹内 徹
群馬県安中市教育委員会学校教育課長
城田 敬子
群馬県安中市教育委員会学校教育課
学事係長 小澤 康通

群馬県安中市教育委員会学校教育課
指導係長 関井 貴美枝

・司会者

群馬県川場村教育委員会教育長
宮内 伸明

・助言者

文部科学省初等中等教育局財務課
校務改善専門官 菅谷 匠

○第3分科会

「不登校児童生徒への支援における学校と関係諸
機関との効果的な連携について」

・発表者

埼玉県さいたま市教育委員会教育長
細田 眞由美
埼玉県さいたま市教育委員会
学校教育部総合教育相談室長
内野 多美子
群馬県玉村町教育委員会教育長
角田 博之

群馬県玉村町教育委員会
学校教育課長 根岸 真早子
群馬県玉村町教育委員会学校教育課
生徒指導係長 原田 知典

・司会者

群馬県富岡市教育委員会教育長
服部 幸雄

・助言者

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導室生徒指導第一係長
神崎 拓真

2 基調講演

テーマ

「ICT機器を活用した個別最適な学びと協働的な学びによる新しい学びの実現について」

東京学芸大学の高橋 純教授より行われた講演を紹介する。

○一人一人の子どもを主語に

中教審の答申（令和3年1月）で、「個別最適な学び」と「協働的な学び」が示されたが、ここで大事なのは、「新学習指導要領に基づいて」や、「一人一人の子どもを主語に」という言葉も書かれているということである。答えがないようなものにチャレンジするとき、目標とするものより1段か2段上の概念を追いかけていくべきだと思う。「個別最適な学びとは何か、協働的な学びとは何か」と考えるのではなく、その上の概念は何かと考えると、私自身は「一人一人の子どもを主語にする」というバリエーションの一つに「個別最適な学び」や「協働的な学び」があるのではないかと思っている。

（動画視聴：中学二年生の地理の授業の様子。問題解決能力を育むために、生徒たちにある仮説を立てさせ、それを検証するために、生徒同士でディスカッションを行い、気づいたことを Google スプレッドシートに記入している。）

これは、地理の授業だが、他の教科もこのようなスタイルになりつつある。この方法にすることで、できる子とできない子が見えてきて、その子に合わせた助言がしやすくなる。

「一人一人」という言葉と「一人一台パソコン」は、非常に関連性があると思う。「一人一人」がある意味凹凸であるから、そこをより伸ばしたり、短所を長所にしたり、ハンディキャップを埋めたり、そういう道具として一人一台パソコンが使えるとよいと考える。

（動画視聴：小学校の朝の様子。先生が、Google クラスルームに連絡事項や一日の授業の流れを送信する。子どもたちはそれらをチェック後、Google クラスルームに送られた小テストをしたり、ドキュメントを共同編集したり、チャットをしたり、Google カレンダーを使って自主学習の計画

を立てるなど、多彩なツールを自由に使いこなしている。）

GIGAスクール構想では、こういう環境が標準整備されている。これをどう使っていくかが課題となる。

授業づくりの基本的な考え方は、言うまでもなく、「子どもは一人一人違う」という原点に立ち戻ることだと思う。したがって、子ども一人一人に合わせていくということになる。理想としては、授業は複線型になっていくということである。一斉指導の単線型ではなく、子どもそれぞれに線ができていき、その線も複数の線になるというのが複線型の授業である。このとき、理論的に、個別最適な学びや、協働的な学び、自由進度学習や自己決定学習、順序選択学習、課題選択学習などの言葉が語られるが、これらは複線型授業を実現する際のバリエーションだと理解した方がわかりやすい。生涯学習ということを考えても、子どもに、学習課題や学習過程、学習形態、見方・考え方などを自己決定させていくことが重要になってくる。

○新しいICT環境

ここまでは1980年代にかなり完成している。今、中教審で話題になっているのは、それを支えるICTである。どういう名称にするか迷っているが、「白紙共有」「他者参照」「途中参照」などの行為が重要だと思う。

情報活用能力を発揮するには、パソコンの操作スキルだけではなく、情報の比較、まとめ方、伝え方も非常に重要になってくる。従来型のICT活用の授業は、先生の指示で一斉に端末を出し、協働を始めるという単線型の授業であった。今のクラウド活用型は、子ども一人一人にそれぞれの線が生まれていく複線型になる。ここで、課題をしっかり持つことや、学習過程の決定、見方・考え方、端末の活用スキルなど、この線を一人で歩むためのスキルトレーニングが必要になってくる。

勉強を始めるときに、最初に白紙を共有する。白紙を共有できるということが、クラウドの新しい考え方である。白紙を共有すると、いつでも他者を見ることができる。他の子のものが見られると、何回も見るので、教科書を一通り見るよりわかるようになる。これを何回かやっていくうちに、直接相手に聞きに行く子が出てくる。自分がわからないことを言葉にしたり、相手の説明を聞いたりして、何回もイ

ンプット、アウトプットすることで、真剣に頭を使うので、かなり変わってくる。一斉指導による授業から協働へ、協働すらも一斉から一人一人が主語になっていく中で、一人一人がコンピュータを持っていることは、大きな支えや助けになる。このような実践の形が、個別最適な学びと協働的な学びの実現の仕方だと思う。

ICT環境については、GIGAスクール構想の標準環境を生かすことが基本となる。ただし、昔からの使い方ではなく、クラウドらしい新しい活用方法、特に、コミュニケーションツールや、それを支える高速ネットワークが非常に重要となる。

先程紹介した学校では、まず教員が、一人一台パソコンを活用して職員会議をしたり、チャットで意見交換をしたり、動画を使って校内研修をしたりした。その後、生徒の分のパソコンが整備され、生徒同士もチャットでやり取りをするようになり、本格的に授業で使用しようということとなった。

中には、チャットを禁止している自治体や、従来からの授業のルールを変えることに抵抗がある自治体もある。最近、マクドナルドの注文方法に、席に着いてアプリで注文すると、店員が席に届けてくれるという方法が新しく加わった。しかし、行列に並んでいる人も大勢いる。私は、あの並んでいる人たちは、GIGAへの抵抗勢力に似ていると思う。なぜかという、並ぶことに問題意識を持っていないのかもしれないと思うからである。同じように、今の授業の流れやいろいろなルールが過去からの慣例だというように、問題意識を持っていないのかもしれない。だから、枠組みを変えずに、あるパーツの機能強化ばかりを考えていく。マクドナルドの話では、お客様の時間を奪いたくない、居心地のよい店にしたいという大きな目標が重要だったと思う。だからこそ、学校の教育目標や市町村の教育目標を、徹底的に話し合い、GIGAスクール構想を活用して、どう実現していくのか、過去にとらわれずに新しくやってよいと思う。私が今関わっている学校は、それぞれの先生がいろいろな道をつくり始めていて、すごく授業が変わってきている。

石板から紙に変わった時代の1815年の出版物に、生徒が紙に頼りすぎだと嘆く先生の言葉がある。紙と石板のどちらか効果的なのか考えたときに、私は、学習効果は変

わらないと考えるが、紙の方が便利で楽だと思う。紙と石板を比較したときに、重なる部分だけで効果を測定しても意味がない。同じように、紙とICTの重なる部分だけを比較しても意味がないと思う。

また、ICTを活用すれば新しいと言えるかというと、そうではなく、ファイルベースとクラウドベースでは大きく異なる。ファイルベースの仕事のやり方では、例えば、会議をする際、前日に会議資料のファイルがメールで送られてくる。クラウドベースでは、ファイルの置き場所のURLを知らせておくと、常に最新のファイルを見ることができ、事前にコメントをつけておくと、当日の議事が減っていく。ファイルベースでは、修正の都度、最終版ファイルが送られ、セキュリティ面を心配する割には、それぞれのパソコンのダウンロードフォルダにコピーが大量にできる。クラウドは、アクセスやコピーの記録が残るので追跡ができる。セキュリティ面から考えても、どちらが安全なのか明白である。

○クラウドによるICT活用の成果

最後に成果をお示しする。クラウドによる一人一台パソコンの活用が定着した愛知県春日井市では、昨年度2学期に、児童生徒1,111名、教員89名を対象にアンケートを行ったところ、90%以上の子どもたちが、「ほぼ毎日学校でパソコンを使っている」と回答した。また、パソコンがなかったときと比べ、今の授業は何が変化したかということに対し、「協働できるようになった」「楽しくなった」「自分のペースで進められるようになった」という項目で、「あてはまる」と回答した子どもが多かった。これは、「個別最適な学び」や「協働的な学び」を実践しようとしてやったことではなく、一人一人を大事にするために、一人一台パソコンを活用した成果である。

もう一つお話しすると、一人一台パソコンは、「非同期・分散+協働」を実現する。協働作業で大事なものは、頼る相手を間違えないことと、聞くタイミングを間違えないことである。それさえできれば、いろいろな情報が入手できる。今、学校でやっている「協働」は相手もタイミングも先生が決めてしまい、本当の意味での「協働」の力はつかないと思う。やはり相手のタイミングを見て、聞くことが大事になってくる。

最後に先生方の研修の動画を紹介して終わりにしたい。

(動画視聴：職員室での教科部会の様子。チャットでの情報共有など、クラウドを活用した小さなディスカッションが時間や場所を選ばず活発に行われている。ジャムボードへの書き込みやスライドの共有などの成功体験を経て、現在では様々な授業でICTが積極的に活用されている。)

先生方が日常的にチャットを活用するなど、情報交換の仕方も大きく変わってきていると感じている。

3 パネルディスカッション

テーマ

「『令和の日本型学校教育』の構築に向けたICT教育の在り方について」

東京学芸大学の高橋 純教授のコーディネートにより、埼玉県戸田市教育委員会・戸ヶ崎 勤教育長、群馬県前橋市教育委員会・吉川真由美教育長、文部科学省初等中等教育局・中川 哲視学委員をパネリストとしてパネルディスカッションが行われた。



(戸田市・戸ヶ崎 勤教育長)

- SEEPプロジェクト：SEEPとは、Subject（教科教育）、EBPM（Evidence-Based Policy Making）、EdTech（Education × Technology）、PBL（Project-Based Learning）の4文字のアクロニムであり、「浸透する」の意味。
- 教育改革のコンセプト：次の4つの柱で改革を進めてきた。①AIでの代替は難しい力などの育成、②産官学

と連携した知のリソースの活用、③「経験と勘と気合い(3K)」から「客観的な根拠」への船出、④授業や生徒指導等を科学する。具体的には、教育の中に様々な存在している暗黙知、これをできるだけ形式知に転換したり、多くの人間と共有できるような取組にチャレンジングしている。そのために教育データを積極的に使っていく取組を進めている。

- 教育委員会会議の活性化と透明化：
 - 議事の追認に終始せず提案をしてもらう。
 - 委員に学校などの現場を見てもらう。
 - 多くの傍聴人に来てもらう。詳細な議事録を作成する。
- 教育村・学校村の意識改革：社会に開かれた教育課程と学び合う職員室に。
 - 子どもの出ていく社会を知ろうとしないのは極めて不誠実
 - 90点で凡庸な取組よりも、60点でも夢のある挑戦を
- 教師による一斉授業は限界に来ている。そのために何を使うかという、ICTを積極的に使っていく。これはもはやマスト。ICTを活用して個別最適な学び、さらには協働的な学びを一体的に推進していく。
- 直面する様々な教育課題：
 - よさを徹底して伸ばす教育へのシフト
 - 形式的な平等主義から公正主義への転換
 - 誰一人取り残されない教育に真剣に取り組む必要
 - 特定の分野で抜きん出た子どもに対する真剣な取組
- GIGA スクール構想第2フェーズ：
 - 学校と家庭のシームレスな学び（家庭学習のクラウド化。反転学習など）
 - 図書館図書電子化
 - 利用を制限する情報モラル教育から、安全な枠内で積極的に利用を推進するデジタル・シティズンシップ教育へ
 - メディアリテラシー教育の教員研修
 - STEAM教育の基盤づくりの実践
 - 教育政策シンクタンクを作り、データを利活用する取組を実践

- ・オルタナティブ・プランにより、校内サポートルームを設置し不登校支援を行う。
- また、メタバース上でアバターを使い、不登校支援教室に通い学習支援・教育相談を行うオンラインの取組を始めた。

(前橋市・吉川真由美教育長)

- ・前橋市の GIGA スクール構想基本方針：
 - ・子どもたちの情報活用能力の向上
 - ・子どもたち一人一人に合った学びの実現
 - ・子どもたちの学びを止めない環境の整備
- ・令和 3 年度の活用事例：
 - ・授業や家庭での学習で、学習支援アプリを使いドリル学習を実施
 - ・校外学習での活用
 - ・海外との交流
 - ・授業のオンライン配信。不登校児童生徒の支援にもつながっている。
 - ・オンライン授業参観。オンライン保護者会の出席率は90%近くに。
 - ・学校通信等のデジタル配信
 - ・各種アンケートの配信・回収。回収と集計の手間が削減され、教員の多忙化解消の一端を担えた。
- ・令和 4 年度の活用事例：
 - ・中学校社会科副教材をデジタル化し、配信。学校で活用開始。
 - ・プログラミング学習
 - ・健康観察等のデジタル化
- ・教育委員会の支援
 - ・ICT環境の整備
 - ・現状把握と課題抽出、要因分析 (PDCA)
 - ・分析に基づく支援と提案
- ・課題解決に向けた取組
 - 支援の場の提供
 - ①教育研修センター
 - オンライン研修、研修ビデオの配信
 - ② GIGA スクール運営支援センター
 - 学校からの要請に応じオーダーメイドの支援を行

い、支援内容や様子を情報発信。共有を図る。

○情報共有の場の提供

- ① ICT 活用ひろば
 - 教職員と教育委員会との間の情報共有を図る。
- ②まえばし GIGA サポートサイト
 - 教職員のみ閲覧できるサイトで、教師に有用な情報を掲載。

・更なる GIGA スクール構想推進のために：

- ・ICT 環境整備と学校現場支援の強化
 - ・情報共有によるPDCAサイクルの徹底
 - ・変化に対応できる「挑戦を育む土壌」づくりを支援。挑戦を応援する「心理的安全性の高い組織」づくりが有効。

(文部科学省・中川視学委員)

- ・組織論の話になるが、マイクロマネジメントをして、自分の言うとおりにやっていたら成果が出るんだというのでは、成果が出ない。あなたを超えていかない。これが社会、産業界では定着しつつあり、きっと学校にも同じことが言えるのではないか。
- ・キーワードはやはり60点かなと。60点で出してきた、ああいいねと。ここをもう少しこうしたらよくなるんじゃないかというふうに教師が子どもたちに寄り添ってあげる。そういうことができるクラウド環境は整いつつある。
- ・環境は整ったので、あとはどのように先生方と一緒に学校を後ろから支えていくのか、引っ張っていくのか。それを、唯一の正解を提示しないでみんなで考えながらやっていくということが重要になっていく。

(まとめ：東京学芸大学・高橋教授)

- ・問いと答えが近いというか、浅いタイプの知識、技能は、この後確実にAIドリルや有名講師の動画のようなものに次々と置き換わっていく可能性がある。そのときに、我々が何をやらなければならないかという、AI時代の教育と、その前にもう少し高い知識、技能とか、思考判断、表現力とか、学校でしか

できない学習って何なのかということについて、改めて問い直していかなければならない。

- ・子どもの声をたくさん聞くために一人一台PCを使ってみる。思ったより分かっていないとか、授業の感想みたいなもので、教師が結構手応えを感じたり、逆に修正がかかってくるものだと思っている。PCは勉強するための道具ではあるけれども、子ども一人一人の声を聞く、だからこそ一人一人に合わせることもできる。それが個別最適につながっていくように思う。非常に夢のある機械ではあるが、よくも悪くもいろいろな方向にいく機械なので、上手に使っていければと思う。

4 分科会

(1) 第1分科会

「教育現場における積極的なICT活用について」

○埼玉県戸田市教育委員会

「学びの質を高めるICT活用—個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指して—」

埼玉県戸田市教育委員会・布瀬川裕貴指導主事から事例発表が行われた。

□教育改革のコンセプト

- ・AIに代替されない力の育成
- ・産官学と連携した知のリソースの活用
- ・「経験と勘と気合い」からの脱却
- ・教室や授業を科学する (Class Lab)

□戸田市SEEPプロジェクト

- ・Subject (教科教育)
- ・EBPM (Evidence-Based policy Making)
- ・EdTech (Education × Technology)
- ・PBL (Project-Based Learning)
- ・2020年のGIGAスクール構想に先駆け、戸田市では2016年からクロムブックの一人一台化を見据えた整備をしてきたため、ある程度の実践知があった。
- ・この4つのコンセプトで教育改革全体を進めている。

結論から言うとICTの活用だけを何か進めようと思っても、実は進まなかった。やはり学校改革や学びづくりの改革と一体となった中にICTが位置づいてきた。学校間の格差もあるが、進んでいる学校のピアレビューというか、校長先生同士、管理職の先生方の意見交換や学び合いを通して、ICTの活用も進んできた。その中心となっているのがこのSEEPプロジェクトである。

- ・教科教育、日々の授業改善は当然行っていかなければならないものだが、そこにデータの利活用、EBPMを取り入れていく、あとは、プロジェクト型の学習、いわゆる課題発見、課題解決型の子どもたちが主体になっていく学習への転換というものを、指導行政の中ではメインとして取り組んできた。これら全体の中にICTを位置づけていこうとしているのが戸田市の取組の全体図になる。

○群馬県下仁田町教育委員会

「下仁田町のICT教育—ICT活用の狙いと課題—」

群馬県下仁田町教育委員会・佐藤敦保学校教育係長から事例発表が行われた。

□推進の特徴

- ・GIGAスクール構想に先駆けたICT整備及びプログラミング教育の実施
- 平成28年検討開始、29年にiPad、クロムブック及びWiFi環境の整備
- ・先進地への積極的な視察
- ・外部専門家の活用
- 平成29年度から未来教育デザインと教育ICTアドバイザー契約を締結
- ・積極的な情報発信
- 平成30年度から「ICTを活用した授業実践」に係る公開授業を実施

□推奨しているICT機器の使い方

- ・教師が教えたり伝えたりするための補助ツールとしてのICTではなく、子どもたちの学びのツールとし

でのICT

- ・子どもたちが自分から学びたくなる仕組みや仕掛けのある授業づくりのためのICT

□先に進むことができた要因

- (ハード面) ①ICTが学校生活のインフラに、②ICTを利用することが容易、③教員の負担を最小限に、④故障等を心配しない
- (ソフト面) ①サポート体制の充実、②スピーカーになる機会、③教員同士で相談しやすい雰囲気、④失敗することを推奨する(恐れない)

□パラダイム転換

- ・ICTを使えば授業が良くなると必ずしも言えるわけではない。教師主体の授業になっているときには効果的に使う場面を探すのは難しい。
- ・まずは自分の授業を見直すこと。「主体的・対話的で深い学び」を実現することの大切さ、なぜICTを導入するか共通理解を図ることが重要。
- ・効果的に利用できるようにするために、ゴールのイメージを共有する。



○助言

(文部科学省 中川視学委員)

- ・ICTを持ったから急に仕事ができるようになったりとか、急に勉強ができるようになったりはしない。人の能力を拡張する道具であって、能力がないところ

にICTを渡しても能力は追加、増強されない。指導法においても同じ。授業がうまくできない先生がICTを使ったから急にうまくできるということにはならない。

- ・まずは教育のやり方や指導法のベースの部分をしっかり持つことだが、一番大事なことは、大きなゴールをみんなでシェアすることだと思う。

(文部科学省 関氏)

- ・次期端末の更新や実際に現場で活用していく中でこのような補助が欲しい等の要望・意見を、自治体から文科省に寄せていただきたい。
- ・有償ソフトを導入している自治体もあるが、まずは標準機能でできることがたくさんあるので、それを使い倒してもらいたい。

(2) 第2分科会

「教職員が心身ともに健康でよいコンディションで子どもたちと向き合うために」

○茨城県守谷市教育委員会

「守谷型の教育改革で子ども・先生・保護者の幸せを実現『形を変えて、意識を変える』」

茨城県守谷市教育委員会・奈幡 正参事から事例発表が行われた。

□学校教育改革プラン(H31～R3)の実施

○第1次プラン(H31～)

- ・守谷型カリキュラム・マネジメント
- ・市・学校いじめ対策本部の設置
- ・プログラミング教育の先取り
- ・中央図書館との連携による学校図書館の充実

○第2次プラン(R2～)

- ・小学校教科担任制による授業充実
- ・タブレット・フューチャープラン
- ・スクールスタッフの増員
- ・チャレンジ検定プラン

○第3次プラン(R3～)

- ・GIGA スクール・スマートもりや
- ・もりやハートウォーミングプラン
- ・もりやニューノーマルプラン

□守谷の働き方改革の基本的な考え方

- ・学校午前5時間制⇒放課後の時間確保
- ・職員会議のペーパーレス化
- ・R4 には守谷型カリキュラム・マネジメントを生かした部活動改革をスタート
- ・導入した教育環境を継承、継続、進化、発展させてストーリーとしてつないでいく。

□守谷型カリキュラム・マネジメント

- 週 3 日以上 の 5 時間授業を市内全小中学校で導入
 - ・無理な時間増を避け、学校生活への適応を優先⇒学習効果の最大化、働き方改革
 - ・学習指導要領実施による授業時数の増加、帰宅時刻の遅れの回避、働き方の改善という必然を受けた取組
 - ・バランスを考慮し授業実施日を増加
- プラン実施により一週間で増やせる放課後の時間
 - ・小学校 135 分、中学校 180 分
 - ・授業準備や研修に充てられる放課後時間の増加、児童生徒も放課後が充実
- 退勤時刻の早まり、時間外勤務時間の縮減

□守谷型部活動改革

- 週 3 日の 5 時間授業日に部活動を実施
 - ・早い時間の帰宅と活動時間の確保を両立
- 3シーズン制の導入
 - ・大会前をチャレンジシーズンとして従前のガイドラインと同じ活動時間を確保
- メリハリのある活動の実施
 - ・単位時間を 50 分に決め計画的に活動
- 働き方改革の推進
 - ・時間外勤務時間の削減
 - ・高ストレス者率が減少、仕事に対する満足度が小中ともに3年連続で全国平均以上

□守谷型部活動改革のこれから

- プラットフォームの設置
 - ・学校・市スポーツ協会等民間団体・市教委が情報共有・協議を実施、指導者の派遣
- 教職員、保護者アンケートの実施

□つながるビジョンであたらしい教育を

- 学び方改革
 - ・一人一台端末を学力向上に生かしていく「守谷型ラーニングスタイル」
- 働き方改革
 - ・教職員研修用ポータルサイト「デジタル教育研修センター」を運用
- 心の教育
- 学校生活改革
 - ・学校と家庭をつなぐポータルサイトの活用

□未来の教育もりやビジョン

- 大規模小学校で分散型入学式を実施
 - ・1回 12 分の入学式を3回に分けて開催
 - ・動画のライブ配信も行い、呼名時は個人をアップで写す工夫
- 令和8年に新しい学校教育のモデルを実現

○群馬県安中市教育委員会

群馬県安中市教育委員会・竹内 徹教育長、城田敬子学校教育課長、小澤康通学校教育課学事係長、関井貴美枝学校教育課指導係長から事例発表が行われた。

□教職員を取り巻く現状

- 社会構造の急激な変化への対応（学校教育が担うものの多さ）
- 学校や教員に対する期待（教職員の丁寧な対応が求められる学校）
- 学校教育における課題（児童生徒や家庭が抱える問題）の複雑化・多様化
- 大量退職の時代、中堅以下の世代が少ない職員構成

□心身ともに健康で子どもたちと向き合うために必要な要素とは

- 心と身体、時間のゆとり
- 働きやすい学校風土・教職員の雰囲気
- 教職員が教育活動にやりがいを持てる
- 働きやすい教育環境の整備
- 社会的課題に適切に対応できる資質、能力の育成

□本市の現状と課題

- ・小学校で時間外勤務月 45 時間以上の割合が高い月は、多い順に4月、5月、6月
⇒年度始の業務が影響
- ・中学校で時間外勤務月 45 時間以上の割合が高い月は、多い順に5月、6月、7月
⇒年度始の業務に加え、部活動指導が影響
- ・時間外勤務月 45 時間以上の割合（年平均）は、小学校 27%、中学校 54%であり、小中学校間で差が見られる

□課題解決のための具体的な取組（実践例）

- 教育委員会としての取組
 - ・校務支援システムの活用、学校完全休業日の設定、
□座振り込みの活用、業者委託
 - ・ストレスチェックの実施、産業医による面談の体制整備
 - ・市教委と校長会との連携強化、学校作成書類の見直し・負担軽減
 - ・人的支援（ICT 支援員の配置、生徒指導推進支援員・特別支援学級助手大幅増員、SSW・臨床心理士・言語聴覚士の派遣）、物的支援（電子黒板・指導者用デジタル教科書）等
 - ・学校訪問指導、研修の充実
- 小中学校の取組（事例紹介）
 - ・ICT の効果的な活用（校務支援システムの連絡掲示板・会議室等の活用、アンケートのデジタル化、PTA 活動のオンライン化）
 - ・教育課程、指導体制、校務分掌の工夫（午前5時間制実施、小学校教科担当制の導入）

- ・学校行事の見直し、地域人材の活用、教職員の意識改革

□成果：令和元年度と同4年度 4月～7月の比較

- ・小学校は4月～7月全ての月で、時間外勤務月 45 時間以下の割合が増加
- ・中学校は4月を除き、5月～7月の時間外勤務月 45 時間以下の割合が増加
- ・中学校は4月～7月全ての月で、時間外勤務月 80 時間以上の割合が減少
- ・ICT 活用をはじめ、小中学校において従来のやり方を見直し、教育効果と効率化の両面から教育活動を見直す意識が高まった

□今後の課題

- ・各小中学校の有効な取組を市内全校で共有し、市全体で教職員の多忙化解消を図る
- ・学級編成基準の緩和や教職員定数の改善による教職員の負担軽減、多忙化解消、安心して休暇が取得できる環境整備
- ・子どものことは学校へという意識から、社会全体で子どもを育てるという意識改革が必要



○助言

（文部科学省 菅谷校務改善専門官）

- ・守谷市の取組が非常に優れているのは、PDCAサイクルの推進をしっかりと進めてきた結果。固定観念

をなくし、様々な変えてもいい部分の発想を取り入れている。他自治体の取組にも十分参考にできる内容である。

- ・働き方改革は、何か一つの取組で解決できるものではなく、安中市のように着実に積み上げた取組の一つ一つこそが大事。
- ・子どもたちの教育の充実、子どもと向き合う時間の確保、そのために教師の働き方、学校組織はどうあるべきか、教育委員会、国は何をすべきかを考えていく必要がある。

(3) 第3分科会

「不登校児童生徒への支援における学校と関係諸機関との効果的な連携について」

○埼玉県さいたま市教育委員会

埼玉県さいたま市教育委員会・細田真由美教育長、内野多美子学校教育課長から事例発表が行われた。

□さいたま市における不登校児童生徒への支援

- 不登校の現状
 - ・市立小中学校の不登校児童生徒数
 - 令和2年度 1,390人（年々増加傾向）
- 各学校における支援
 - ・カウンセリング機能の充実
 - スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員を全ての市立学校に配置・派遣
 - ・教室以外の学習等、支援の場の確保
- 教育相談室、教育支援センター（市内6カ所）
 - ・教育相談室
 - 市内在住、在学する幼児から高校生及びその保護者を対象に、学校生活に関わる不安や悩みについての相談を受付
 - ・教育支援センター
 - 生活リズムを整えながら、個別または小集団での活動により、集団生活の適応力や自立心を養う等、社会的自立を目指した指導を実施

○支援の現状

- ・不登校児童生徒数の約33%（400人程度）は、相談・指導等を受けられていない

□不登校等児童生徒支援センター（Growth）の開設

○事業の概要

- ・デジタル（オンライン）での学習機会等の提供
- ・対面（リアル）での学習機会の提供
- ・保護者向け教育相談、サポート体制の充実

○成果

- ・オンラインホームルーム（のべ2877名参加）
- 「楽しかった」「どちらかという楽しかった」という児童生徒が83%
- ・オンライン授業（のべ563名参加）
- 「楽しかった」「どちらかという楽しかった」という児童生徒が64%

○今後の課題

- ・ピアメンターやステップアップメンターの活用
- ・リアルでの学習支援・体験活動の充実
- ・教育支援センターとの連携

○群馬県玉村町教育委員会

群馬県玉村町教育委員会・角田博之教育長、根岸真早子学校教育課長、原田知典学校教育課生徒指導係長から事例発表が行われた。



□玉村町における不登校児童生徒への支援

○不登校の現状

- ・小学校については、児童 100 名あたり 1 名ほど（1 校あたり 2～3 名）
- ・中学校については、平成 30 年度から約 2 倍に急増
- ・不登校要因の多様化や複合化が進んでいる

○魅力ある学校づくり

- ・TAMAMURA DREAM PLAN
- 各学校が主体性と独自性を発揮しながら、魅力ある学校改革を進める

- ① 外部講師を招き学校と社会をつなげる
- ② 地域の方と収穫した町の食材を使用した給食（玉村カレー）
- ③ 欠席者へのオンライン授業を生徒が準備
- ④ 居心地のよい相談室の環境づくり

○スクールカウンセラーの配置の充実

- ・県教委による基本配置で不足する時間を町費で対応
- 1校あたり 30～100 時間の追加勤務が可能
- ・各学校での残業・緊急事案対応、通級教室や町福祉部局との情報交換のための業務を行う

○教育支援センター「ふれあい」

- ・町の不登校支援、教育相談の拠点としての役割を担う
- ・元校長や元教諭のスタッフが、豊かな体験活動や学習・進路支援を行う

○「にじいろファイル」の活用

- ・成長の様子やさまざまな機関（教育・医療等）での相談や支援の内容を一冊にまとめ、情報共有や継続した支援につなげる

□関係諸機関との連携

○町内での連携

- ・迅速な情報共有と継続的・重層的な支援につなげる
- ① 幼小、小中連絡会議（年 1 回）
 - ② 生徒指導・教育相談担当者会議（年 2 回）
 - ③ 要保護児童対策地域協議会（月 1 回）
 - ④ ヤングケアラー支援会議（年 4 回 + 臨時）

⑤ 不登校・引きこもり支援担当者会議（隔月）

○学校外の支援施設等との連携（今後の課題）

- ・学校外の民間施設に通う生徒の情報共有
- ・訪問（フリースクール等）
- ・ぐんま MANABIBA ネットワーク構築事業
- 県教委と連携し、県内各地の支援施設に関する情報共有を行う
- ・県の夜間中学開校（R6～）

○助言

（文部科学省 神崎係長）

- ・さいたま市の「Growth」は、文部科学省としても大変参考になっている。他自治体においても、オンライン相談体制の整備を進めてほしい。
- ・玉村町の「魅力ある学校づくり」は、不登校の未然防止の観点から非常に大切。
- ・不登校の児童生徒が支援を受けたいと思ったときに、きちんと手を差し伸べてあげられるような機関を、学校内や教育委員会内に設置したほうが良いと思う。
- ・都道府県、政令指定都市に少なくとも 1 校の設置を目標としている「不登校特例校」についても検討していただきたい。

令和4年度市町村教育委員会研究協議会 (第2ブロック)の開催について

令和4年度市町村教育委員会研究協議会の第2ブロックが、文部科学省と長崎県教育委員会との共催により、令和4年10月31日(月)、11月1日(火)の日程で、1日目は長崎ブリックホール、2日目は出島メッセ長崎にて開催された。第2ブロックで行われた講演、パネルディスカッション、分科会による事例発表・研究協議について紹介する。

【第2ブロック】長崎県

1 日程

1日目 10月31日(月)

13:00～13:15

1 開会行事

主催者挨拶

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課長 堀野 晶三

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

13:15～14:15

2 行政説明

「初等中等教育施策の動向について」

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課長 堀野 晶三

14:30～15:15

3 基調講演

『つながりで育む、「ひと」、そして「ふるさと」』

NPO法人長崎SDGsクラブ

副代表理事 江頭 明文

15:30～17:00

4 パネルディスカッション

○テーマ

『学校・家庭・地域が連携・協働し、活力ある「ふるさと」を創生していくために』

○コーディネーター

NPO法人長崎SDGsクラブ

副代表理事 江頭 明文

○パネリスト

大分県玖珠町教育委員会教育長 梶原 敏明

長崎県五島市教育委員会教育長 村上 富憲

国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括

研究官(併)、社会教育実践研究センター社会

教育調査官 志々田 まなみ

2日目 11月1日(火)

9:30～11:25

事例発表・研究協議

○第1分科会

「地域総がかりで子どもを育むための教育力向上について」

・発表者

高知県黒潮町教育委員会教育長

畦地 和也

長崎県島原市教育委員会教育長

森本 和孝

長崎県島原市教育委員会

社会教育課長 中村 憲一

・司会者

長崎県北松浦郡佐々町教育委員会

教育長 黒川 雅孝

・助言者

文部科学省総合教育政策局

地域学習推進課地域学校協働活動推進室

室長補佐 中上 郁夫

○第2分科会

「不登校児童生徒への支援の在り方について」

・発表者

長崎県雲仙市教育委員会教育長

下田 和章

長崎県雲仙市教育委員会

学校教育課長 中村 祐典

京都府京都市教育相談総合センター

カウンセリングセンター

センター長 長谷川 智広

京都府京都市教育委員会指導部

生徒指導課

副主任指導主事 向段 新

・司会者

長崎県松浦市教育委員会教育長

黒川 政信

・助言者

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課 課長補佐 大野 照子

○第3分科会

「文化財の保護・継承とふるさと教育」

・発表者

福岡県宗像市教育子ども部

世界遺産課長 青木 隆一

福岡県宗像市教育子ども部

教育政策課 指導主事 名切 太志

長崎県南島原市教育委員会教育長

松本 弘明

長崎県南島原市教育委員会

学校教育課長 大草 修三

長崎県南島原市教育委員会

世界遺産推進室長 松本 慎二

・司会者

長崎県南松浦郡新上五島町教育委員会

教育長 山本 元之

・助言者

文化庁 文化資源活用課

文化遺産国際協力室

文化財調査官 鈴木 地平

2 基調講演

テーマ 『つながりで育む、「ひと」、そして「ふるさと」』

NPO法人長崎 SDGs クラブ副代表理事

江頭 明文



①誇りの空洞化

- ・人口流出等により、高齢者だけが残されていく。地域コミュニティの力が落ちていく中、ふるさとに対する自信が揺らぎ、高齢者等にこう言わせる。「ここには何もなか。こがんとこには生まれん。若っかとはおらんし、仕事はなかし、年寄りばかりで、こがんとこにおってもしよんなか。」
- ・ふるさとに対する誇りも愛着も持っていたはず。人が減ること、高齢者が増えることの議論以前に、我がまちに対する誇りが空洞化して、まちづくりに対する意欲を持った人たちが減っていくことが一番怖い。これは恐らく長崎県だけの問題ではない。

②人生100年時代の教育行政の課題と役割

- ・人口流出に歯どめをかけていく取組とともに、人口減少や少子高齢化、過疎化を前提とした施策を届けること。
- ・学校、家庭、地域の連携は何十年前から言われ、それだけ大事なことだが、お互いがうまくつながっていかない。特に家庭教育を連携・協働の輪の中に入れることが難しい時代。
- ・地域課題解決も、社会教育の中に位置づけるべきで、地域の一員としての子どもたちに、持続可能な社会の創り手としての能力、資質を育成していくと同時に、持続可能な社会の担い手としての地域の大人たちのかかわりや教育をどうつくっていくかが課題。例えば、自然

災害等多発する中、自分の命、大切な人の命を守るため、地域ぐるみで何が出来るかを重要な教育課題として、これから先、社会教育や学校教育の中でも取り組んでいかなければならない。

- 学校教育、社会教育、家庭教育を小さなくくりで考えるのではなく、3つの教育分野が連携して協働できる仕組みをつくること。
- まちづくりは教育行政だけが取り組むものではなく当事者としての住民課題、行政総体の課題でもあり、首長部局と連携しながら、どう協働していくか。
- これからは予測不能で変化が激しい時代と言われているが、予測不能であること自体に意味があり、それに対応することが教育の大きな目的になってきている。
- 子どもたちは、まだ存在していない仕事につくために、まだ発明されていない技術を用いて、まだ出会っていない問題を解くために、今、学ばなければならない。
- 知識の量だけではなく、問題に出会ったときに、向き合い、考え合い、思いっきり表現していくという、学習指導要領が目指す資質・能力を身に付けさせなければならない。学校教育は、学習内容論ではなく、資質論が評価になっている。
- 学校教育や社会教育を問わず、いま一度、教育が人材育成であるということの確認が必要である。



③ふるさと教育の日常性

- 人生100年時代において、社会教育は100年。家庭教育、学校教育は18年であり、社会教育に含まれているという3つの教育の特質、関係性を押さえながら教育行政の運営に当たっていくことが大事。100年のうちの18年間という当初期は、概ねふるさとで行われている教育であり、地域社会は多世代で、多分野の人たちで

構成される社会である。

- ふるさとで、人生100年の当初期学んでいくこと自体、既に、ふるさと教育としての考え方が成立している。山も、海も、歴史も、自然も全部、子どもたちがこれからの人生を生きていく一番最初の基準になる。外へ出て初めてふるさとのよさを感じることができる。
- ふるさとを出たときに振り返るのが、まずは我が家。一般的には、家庭教育。子どもにとって我が家は、家庭を考える一番根っこの問題。思い出したくもない家庭があれば、そこに誇りや愛着はなく、戻ってきたいふるさとに決してなることはない。
- 子どもにとってやがて母校となるのが学校教育。ここに、いじめや体罰、暴言などがあり、子どもにとって行きたくない学校がそこにあれば、どれだけふるさとのことを学習しようとも、決して振り返りたいとは思わない。
- いろいろな人が子どもたちに声をかけ、安心安全を見守っていくのが、地域の人たちとのかかわりの当たり前。隣にだれが住んでいるか知らない。会っても挨拶もしない。そういう地域のつながりの中にいる子どもにとっては、それが当たり前になる。
- 学校教育、家庭教育、社会教育において、それぞれが閉じてしまった教育から、ふるさと全体で人を育てる環境をどうつくっていくか。例えば、多世代多分野で一緒に味わう体験が子どもたちの中に実現され、刷り込まれていくような教育行政施策などの具体的な事業が展開されているかどうか振り返る必要がある。

④ふるさと教育を学ぶ意義

- 子どもたちがふるさとを学ぶ意義は何か。ふるさと教育を通して、どんな資質、能力、態度を培うのか。学ぶことの意義、教えることの意味を、子どもや教師がまず知ることが大事。学ぶ意義がわからなければ、教育が学習に転換することはあり得ない。
- ふるさとを愛する子どもは、ふるさとから愛された子どもである。歴史や自然など、ふるさとについての教育を取り上げなければふるさとの教育が成立しないというのではない。家庭教育、学校教育、社会教育といったふるさとを通じた、ごく自然で、当たり前の教育を意味あるものにしながら、互いにつながり合って人が育つ土

壤を創っていく。この日常性の高い教育環境をどうつくっていくかが、ふるさと教育の肝である。その上で、ふるさとの子どもたちに、ふるさとへの思いを具体的な授業、協働のプログラムを通してきちんと届けて行くプロセスをどうつくっていくかが大事。

⑤ Global 教育とふるさと教育

- ・ふるさとを学ぶことは、国際社会の平和と発展に寄与することにつながる。世界80億の人たちは、それぞれにふるさとを持っており、ふるさとはそれぞれ違う。だから、それぞれのまちの子どもたちに、自然や文化などについて、学校教育や家庭教育、社会教育の中で、豊かな基準を整えていくことが、自分とは違うけれども、世界の人たちのみんなが持っているふるさとを大事にし、人の国のふるさとの文化や歴史、自然を大事にしようとする、ものの見方、考え方を培っていくことの原点になり、出発点になっていく。

3 パネルディスカッション

テーマ 『学校・家庭・地域が連携・協働し、活力ある「ふるさと」を創生していくために』

長崎 SDGs クラブ副代表理事江頭氏のコーディネートにより、大分県玖珠町教育委員会教育長、長崎県五島市教育委員会教育長、国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官（社会教育実践研究センター社会教育調査官併任）をパネリストとして、パネルディスカッションを行った。



○大分県玖珠町教育委員会

①玖珠町の概要

- ・大分県南西部に位置
- ・人口約15,000人

- ・小学校6校、中学校1校
- ・児童生徒数 約1,000人
- ・教職員数 約150人

②教育理念

- ・信じ合うこと、助け合うこと、そして、違いを認めること（日本のアンデルセンと言われた久留島武彦氏の教え）。

③教育施策

- ・地方消滅という危機の中、学校と地域が一体となって子どもを支えていく取組を展開。

④地域の課題

- ・自然環境の保護、地域防災、交通安全など、人々の社会への貢献意識の低下。
- ・地域、家庭が持っていた教育力の低下。
→社会性の基礎となるべきものが自然に身に付いていくことが困難になっている。

⑤地域や家庭が持っていた教育力とは

- ・子ども同士の遊びを通して、「人との関わり」が自然に身に付いていた。
- ・縦のつながりの遊びの中でそれぞれに役割。
- ・地域の方はその姿をほめ、認め、支える。
→誰かの役に立っている、誰からか必要とされているという自己有用感が育つ。
→成長したら、青年団や自治会等で地域を支えていく。

⑥昔と最近のふるさとの比較

【昔 … 同質（皆同じ）】

- ・支え合い、助け合い、伝統や帰属意識が強い
- ・子どもの見守り、防災・安全活動も一生懸命
- ・共同作業、お祭り、各種行事を皆でやる
- ・身勝手な自由は許さない
- ・閉鎖的な社会
- ・異質な人に対する排除意識

【最近 … 「個」のむき出し】

- ・隣の人を知らない
- ・行事、お祭り、清掃活動不参加
- ・社会としての義務の置き去り
- ・人の交流やつながりが少ない社会

⑦郷土愛を醸成するために

【学校】

- ・鳥の目で見ると見る（マクロ）
→細部にこだわらず、全体像をとらえ、大きく学校を見る
- ・虫の目で見ると見る（ミクロ）
→きちんとした根拠を持って分析する
- ・魚の目で見ると見る（潮流）
→5年後、10年後の未来の流れを読む
- ・「ガラス張り」ではなく「網戸張り」の学校経営
→見えるものや風、気温など地域と本当の共有を

【地域】

- ・参加ではなく参画。当事者意識を持つ。
- ・目標を共有することで、仲間意識、自発的、内発的な部分が高められていく。

⑧まとめ

- ・昔からの良き伝統（人の優しさ、思いやり、支え合い、帰属意識や協働活動）は継続しながら、これからは多様性を認め、目指す方向を共有していく。
- ・人間の究極の幸せは「人に愛されること」「人に褒められること」「人の役に立つこと」「人に必要とされること」。
→互いの違いを認め合い、理解する。そのためにコミュニケーションが必要。
- ・すべては子どもたちのために、未来へバトンを渡すために。私たちは子どもたちにバトンを渡さなくてはならない。今、私たちは未来をつくっている。



○長崎県五島市教育委員会

①五島市の概要

- ・九州の最西端、五島列島の南西部に位置。
- ・人口約35,000人
- ・小学校14校、中学校11校、計25校。
うち、小中併設校4校含む。

- ・児童数1,486人、生徒数785人（令和4年5月1日現在）。児童生徒数の減少は大きな課題。

②五島市の教育施策におけるふるさと教育

- ・「第三期五島市教育振興基本計画」（令和3年度～令和7年度）に「ふるさと教育の推進」を掲げ、地域素材を活用したふるさと教育の充実や伝統文化に触れる機会の充実を実践。
- ・世界遺産、日本遺産や、ジオパークに認定された構成遺産のほか、海上風力発電の学習や地域素材を教材としたふるさと学習を展開。
- ・地域のさまざまな教育資源を活用し、子どもたち一人一人を取り巻く環境、すべてのヒト・モノ・コトがふるさと教育につながる。

③五島市の取組事例

- ・離島のため市内の公立高校を卒業後、多くが島外に進学または就職。そのため、ふるさと五島を誇りに思い、五島に残る、五島に帰ってくる子どもたちを育てたいという思いを強く抱いている。
- ・小中学校でふるさと学習を継続し、高校でもふるさとについてより深い学びを実践できるよう、平成29年度から、ふるさと活性化貢献支援事業を実施。

<「ふるさと活性化貢献事業」の実践例>

- ・世界遺産になっている教会のパンフレットについて、外国人観光客の来島を見込み、すべて英語表記で作成。
- ・小学生向けに教育コンテンツを作成。環境活動発表大会で受賞。
- ・ジオパーク認定を活かし、五島の自然を手描きでデザインし、地元企業と協力してTシャツを作成。

④ジオパーク認定に向けての取組

- ・持続可能な地域にするために子どもたちへの教育が不十分として、5年前のジオパーク新規認定については見送り。
- ・協議会組織に教育グループを新設し、これまでやってきたふるさと学習を「ジオパーク学習」と関連付け、総合的な学習を中心に教育課程へ位置づけ、さらに市の専門委員の派遣を通して校外学習、体験学習の充実に図った。
- ・市長部局と市教委、学校が連携。令和4年2月にジオパー

ク認定。

⑤ふるさと教育の目標

- ・「持続可能なふるさと五島を直接及び間接的に支える青年の育成」
- ・直接的には、五島を知り、愛し、五島に残る、Uターンすること。間接的には、五島を離れたとしても、自己肯定感を高めて、五島に誇りを持ち続け、ふるさとに貢献をすること。
- ・グローバルな人材育成のため国際理解、英語教育を推進する「プロジェクトGの推進」、小規模離島の教育環境を充実し、地域活性につなげる「しま留学生受入事業」も、ふるさと教育と言える。
→『全てにつながる「ふるさと教育」、全てがつながる「ふるさと教育」』

⑥まとめ

- ・ふるさとは、一人一人の感性や価値観の素地を養ってくれる。ふるさとを愛し、誇りに思う子どもは自己肯定感が高いと言われる。予測困難な社会を生き抜いていく力を育てるため、ふるさと教育の充実を図っていく。

4 分科会

(1) 第1分科会

「地域総がかりで子どもを育むための教育力向上について」

○高知県黒潮町教育委員会

高知県黒潮町教育委員会畦地教育長から事例発表が行われた。



①防災に対する思想

- ・2012年3月31日に南海トラフ地震による津波高の推定値で最大津波高 34.4メートルの報道による住民の危

機感。

- ・自分たちの住んでいるまちの歴史を知り、繰り返された過去の南海地震の甚大な被害から、あきらめことなくふるさとを再生してきた先人の営みに思いをはせながら、現在の科学的知見による地震、津波のメカニズムを理解し、一人の犠牲者も出さないための南海トラフ地震・津波対策を完成させるという防災思想をつくることが重要。
- ・防災思想は、その後の防災教育や、あるいは地域総がかりで子どもを育てる思想につながっていく。

②防災教育の理念

- ・知識としての災害メカニズムや危険性を教えるだけや、逃げることを目的とした脅しの防災教育ではなく、自然には恵みと災いの2面性があることを理解をさせ、郷土愛を育みつつ、自然災害から自分の命、他者の命を守る、生きる力を身に付けさせる。
- ・特に低学年のうちは正しい知識と行動規範をしっかり教え、その上で、学年に応じて郷土愛を育みつつ、自然災害から命を守る、生きる力を身に付けさせていく必要がある。

③黒潮町の取組

- ・各学年で取り組む防災教育（身を守る知識の獲得→地域の未来を考え、地域の人たちに伝える活動）
- ・校種間連携（保育所、小学校、中学校、高校）による合同避難訓練
- ・運動会の種目として家庭への引き渡し訓練
- ・学年ごとの親子防災行事の実施
- ・実際の状況を想像した模型作成、防災ソング、ヘルプカード作り
- ・さまざまな場面設定の防災訓練（バス通学児童対象対応訓練、登下校時対応訓練など）
- ・黒潮町地区防災計画シンポジウムの開催

④中学校での取組

- ・要配慮者宅訪問ヒアリングによる個別訪問し、防災意識調査の結果から、身体的障害など避難訓練への参加は厳しいと思われる住民に対し、総合防災訓練時サポートを実施。
→地区避難訓練参加率の上昇

(33%→93%)

⑤地域との連携による学力向上への効果

- ・サイクルが回ること、子どもたちの生きる力、確かな学力が身に付いていく。
(児童生徒の心を揺さぶる命の教育、さらに地域への貢献の実践→子どもたちの地域からの評価→地域住民の防災行動の変容→子どもたちの自己肯定感や自己有用感の醸成→子どもたちの意欲向上→自主的な学び)
- ・防災教育を通じて育成される非認知能力が、認知能力の向上に影響。

⑥防災教育と探究的な学び

- ・防災教育は主体的、対話的で深い学びにつながやすく、その結果、「知識・技能」「思考力、判断力、表現力」「学びに向かう力、人間力」の3つの資質能力が育まれやすい教育素材。
- ・「何をする」という調べ学習ではなく「何のために」という探究学習から入ることが重要。

⑦まとめ

- ・防災教育は究極のふるさと教育であり、自分やふるさとの未来のことを考えるキャリア教育。
- ・子どもの成長に、地域総がかりで積極的にかかわり、ふるさと貢献意識を育てる。みずから考えて判断し行動できる子ども、違いを理解し他者を尊重できる子どもを育てていく。

○長崎県島原市教育委員会

長崎県島原市教育委員会森本教育長、社会教育課中村課長から事例発表が行われた。



①島原市の公民館の現状

- ・概ね小学校区に基づき、6地区に「地区公民館」設置。

平成18年の市町村合併により、旧有明町の有明公民館を含め、現在7つの地区公民館を運営。

- ・各公民館には、常勤の「公民館主事」1名と会計年度任用職員の「事務員補助員」1名の計2名が常駐。社会教育関係団体や地域コミュニティ団体に対する活動の相談、サポート等を行っている。

②しまばら家庭教育三・三・七拍子

- ・近年、家庭や地域の教育力の低下を問題意識としたのが発端。島原市の教育目標にある「心豊かでたくましく生きる島原っ子を育成するために」をテーマとして策定。
- ・親の役割(3項目)、家庭地域の役割(3項目)、子どもに身に付けさせたい基本的な生活習慣(7項目)で「三・三・七拍子」

③「三・三・七拍子」の周知

- ・学校、公民館での掲示
- ・児童生徒への配付
- ・社会教育課で実施している諸会議での説明
- ・青少年健全育成協議会等での説明

④学校での活用

- ・家庭への配付、学校だより等による紹介。各家庭で目標を決め取り組んでもらう。
- ・年度当初のPTAによる保護者部会等での年間の目標や活動計画を定める参考資料として活用など。

⑤地域での代表的な活動例

子ども精霊流し(白山地区)

- ・昭和61年から続くふるさとの伝統行事。350年余りも続く精霊流しや精霊船づくりに直接参加し、子どもたちの心に残るものになりたいという趣旨で実施。
- ・白山地区青少年健全育成協議会が主催。
- ・小・中学校の育友会や白山公民館の合同で実施。
- ・作業は公民館で行い、竹組みや藁を編みでの船体制作、切子灯籠づくりに地域の方々による作り方の説明や行事の始まりなどの説明を行い、共同作業。8月15日に実際に流す。
- ・多くの地域の方々の中で、子どもたちが伝統行事について学ぶ。

よか活動(霊丘地区)

- ・学校週5日制実施に伴い、土曜日が休みにになり生じた余暇の時間を、子どもたちが地域の方々と学びながら活動できるように平成10年度から開始。
- ・霊丘公民館を会場として取組。将棋、絵手紙、琴、バイオリンなどの楽器、料理、茶道、スポーツなど9つのサークルに120名余りの児童が参加。講師は地域の方々が担う。
- ・4、5月に参加希望を学校で募り、6月に開講、夏休みを除き概ね月1回のペースで実施。2月に大会や発表会を行って締めくくる。
- ・地域、学校、育友会の代表及び公民館主事により構成される「霊丘地区よか活動委員会」が主催。地域の方々とふれあい、楽しみながら活動を実施。

⑥まとめと課題

まとめ

- ・公民館が学校、家庭、地域の連携を取り持ち、地域の特性を生かしながら多数のプログラムを実施。
- ・公民館主事は行事のほか、地域づくり、青少年教育とのコーディネーターとしても活躍。
(公民館を活動の拠点とし、単に貸館ではなく、常駐している公民館主事が事務局やコーディネーターとなり、青少年健全育成協議会などの主催者と連携をして実施。)
- ・三・三・七拍子は、学校、家庭、地域はもとより本市社会教育の羅針盤として機能。

課題

- ・公民館は公民館主事を引き続き配置し、地域の拠点として維持していくが、新しい地域コミュニティへの対応が課題。
- ・三・三・七拍子は今後も活用を図っていく一方、時代の変化に伴う価値観の変化、子育ての変容などにあわせての評価、見直しも必要

(2) 第2分科会

「不登校児童生徒への支援の在り方について」

○長崎県雲仙市教育委員会

長崎県雲仙市教育委員会下田教育長、学校教育課中村課長から事例発表が行われた。



①雲仙市の小・中学校の概要

- ・学校数：小学校17校、中学校7校
- ・児童生徒数：小学校2,073名、中学校1,036名

②不登校児童生徒数の推移

- ・不登校を主な理由に年間30日以上欠席した児童生徒数の推移。平成22年度から平成26年度まで減少後、平成27年度から再び増加。令和3年度は小学校9名、中学校32名の41名。(全児童生徒の1.3%)

③雲仙市における不登校対策（児童生徒サポートセンター事業）

(特徴)

- ・訪問指導員が家庭や公民館、図書館などの社会教育施設、あるいは直接学校へ出向くアウトリーチ型の支援を実施。

(組織体制)

- ・訪問指導員、市学校教育課担当指導主事、スクールソーシャルワーカーの3名。
- ・隔月1回、サポートセンター運営委員会を開催、現状確認と今後の対応方針を協議。
- ・年度当初に市内の全小中学校への訪問を実施。その際は福祉部局の家庭児童相談員、支援員も同行し、前年度から継続支援の児童生徒、新たに不登校傾向にある児童生徒や支援が必要な保護者、家庭等に関し情報交換。

(支援内容)

- ・不登校の子ども同士による活動をはじめ、学習支援、学校の先生との面会、定期テスト受検、保健室登校などの登校チャレンジなど、対象児童生徒の状況にあわせてスモールステップで働きかけ。

(学校やSSW・雲仙市関係各課、民間支援団体との連携)

＜学校との連携＞

- ・学習課題準備や子どもの状況に応じた面談など。特に登校チャレンジ等、次のステップに進む場合には十分な打ち合わせを行い、子どもに無理のない形で進めていく。

＜SSWや雲仙市関係各課、民間支援団体との連携＞

ケース会議

- ・学校とサポートセンター（関係機関）で、対象児童生徒への支援方針について共通認識を図る。子どもの状態を知り、具体的支援策を探る。

ケア会議

- ・学校とサポートセンター（関係機関）に保護者も加え、対象児童生徒への支援方針について、共通認識を図る。

(サポートセンター運営委員会)

- ・訪問指導員と学校教育課指導主事、スクールソーシャルワーカー含め、状況の変化や今後の対応方針を協議。一人ひとりについて、状況の評価を行い、次のステップの働きかけを行うかどうかを判断していく。

④事業の成果と課題

成果

- ・対応児童生徒の変容（場合によっては学校への登校チャレンジにつながったケースも）
- ・学校と関係機関の連携強化（SSWや福祉部局相談員との情報共有により、より専門的で効果的な支援の実現など）
- ・保護者支援の実現（保護者自身の不安に対して、専門的な立場から支援）

課題

- ・不登校児童生徒数増加への対応（訪問指導員1人体制では十分に対応できていない状況）
- ・事業活用の理解促進（保護者の理解、協力に至らず、支援に結び付かない。訪問指導員の支援を受けることに保護者の抵抗感）
- ・中学校卒業後の進路等の把握（必要であれば福祉へつなげるという観点からも情報収集の手立てが必要）

⑤今後の不登校対策

予防的側面

- ・小・中学校間の情報共有、教育委員会による早期把握

と対応、学校が行う対応の標準化

支援的側面

- ・GIGA端末の活用、学校外施設通所対応方針等の策定

○京都府京都市教育委員会

京都府京都市教育相談総合センターカウンセリングセンター長谷川センター長、京都府京都市教育委員会指導部生徒指導課向段副主任指導主事から事例発表が行われた。



①京都市の学校教育の歴史

- ・「まちづくりは人づくりから」という信念のもとに日本で最初の学区制小学校である番組小学校を開校。歴史的に教育に注力。

②学校の現状

- ・小学校150校、中学校64校、義務教育学校8。高等学校（全・定）11校、総合支援学校8校。
- ・9万人強の園児・児童・生徒が在籍。

③不登校に関する基本的な方針

居場所づくりの重要性

- ・京都市の教育理念「一人一人を徹底的に大切にする」。子どもたち一人一人の背景や経過については多種多様。
- ・単に登校を促すだけでなく、その子の教育活動に適した場所やツールを用意することで居場所づくりを図る。

アセスメントの重要性

- ・チーム学校の理念による専門職（SC／SSW）との連携。学校校内委員会への参加、コンサル等定期的に実施。要因把握のための支援ツール等の活用。

④不登校への課題意識

- ・取組事例（京都市中学校生徒会サミット〔R3 テーマ「誰もが通いたくなる学校」〕の紹介。全ての仲間たちが

学校に来て学べる環境をつくるにはどうしたらいいかを子どもたちから協議。

- ・出前研修プログラムにおいて、希望テーマの16%が不登校関連で1位。

⑤SC／SSWの配置状況

- ・スクールカウンセラー：平成16年度に全中学校、27年度に全小学校に配置完了。一部を除き年間280時間の配置。
- ・スクールソーシャルワーカー：全市立中学校区に配置完了。

⑥京都市の支援体制

- ・こども相談センターパトナ（京都市教育相談総合センター）を中心に、不登校特例校やフリースクール等民間団体などと連携しながら、家庭・子どもへ支援を強化。
- ・平成17年度からフリースクール等民間団体と連携事業開始。自然体験活動や保護者学習会、家庭訪問などを実施。直接アウトリーチ型でも関わっていただいている。
- ・GIGA端末を使った各学校での不登校の子どもたちの支援も推進。

⑦京都市の特徴的な取組

クラスマネジメントシート

- ・クラスや児童生徒の状況を把握し、学級経営に生かすための京都市独自のツール。アンケートを通じて、クラスの雰囲気や個々の児童生徒の悩み（友人関係など）を把握し、個別の生徒指導の参考にしていく。

生徒指導三機能チェックリスト

- ・教員が自身の取組を振り返り、生徒指導の三機能（自己決定、自己存在感、共感的人間関係）について、自分がどれぐらい取り組んでいるか確認するためのツール。

心の居場所づくりハンドブック

- ・不登校の未然防止、不登校児童生徒への支援等について解説した教員用指導資料。令和3年度はGIGA端末を活用した不登校児童生徒支援について記載した別冊を作成。

学生ボランティアの活動

- ・京都市内外の大学の協力を得て、不登校児童生徒等への学生ボランティアによる支援活動を実施。別室登校での対応、洛風中学校での教育活動のサポートなど。

⑧今後の課題

- ・社会性と情動のコントロール。子ども同士の関係の希薄化や自分のネガティブな気持ちを受けとめてもらえる機会の不足などが要因。現代の子どもたちを取り巻く環境も十分踏まえながら施策を考えていく。

(3) 第3分科会

「文化財の保護・継承とふるさと教育」

○福岡県宗像市教育子ども部

福岡県宗像市教育子ども部青木世界遺産課長、教育政策課名切指導主事から事例発表が行われた。



①歴史文化遺産の保存と活用

- ・目指す将来像「歴史文化遺産を過去から未来につなぎ、歴史文化を継ぎ育む調和のとれたまち」に向け、4つのテーマ（人がつながる、価値や魅力の再発見、過去と未来をつなぐ、未来へつなぐ）を設定。
- ・世界遺産を登録された翌年、学校教育の副読本として『みんなで学ぼう!ふるさと宗像ブック』を作成。1年生（小学1年生）から、9年生（中学3年生）まで、各学年に応じた世界遺産を核としたふるさと学習に取り組む。

②文化財の保護・継承における成果と課題

成果

- ・文化財を取り巻く現状と課題を整理して基本方針を定め、関わる人々と連携することで、より効果的・効率的な事業実施が可能となった。
- ・計画に基づく事業について、国からの支援を受けることが可能になった。

課題

- ・少子高齢化や社会環境の変化による地域コミュニティの衰退や担い手不足。

- ・歴史文化遺産の継承が困難になり、価値が認識されな
いまま失われつつある。

③世界遺産を核としたふるさと学習

- ・平成18年度より小中一貫教育を推進。9年間を通して
小中共通の目標を設定。
- ・世界遺産学習も9年間を通したカリキュラムを作り、前
期・中期・後期で目指す姿を設定し、宗像の「ひと・もの・
こと」に関わりながら系統的に学習内容と方法を設定。

カリキュラム

- ・1年生から9年生まで世界遺産との関わりを深める単元
を位置づけた全体像
- ・学校の教員、教育委員会、大学教員等の有識者が協働
して作成
- ・指導内容を9年間で資質・能力が高まるよう、系統的に
設定

学習指導

- ・1年生から9年生までの世界遺産学習の全単元、全時間
分の学習指導案をすべての学校で共有。

教材

- ・市の世界遺産課や市民団体と協働して、各学校に紹介
する等の取組。
- ・資料集としての機能だけでなく、学びの手引書としての
副読本『ふるさと宗像ブック』の作成。

④実践例（宗像市立南郷小学校第6学年1組 総合的な学 習の時間）

導入

- ・世界遺産を市民に発信していくという学習課題を設定。

展開

- ・情報収集（歴史文化施設「海の道むなかた館」での調
査、タブレット端末や副読本を使つての情報収集）、整理・
分析し、グループ別に探究。子どもたちの追究と概念
形成が深まる。
- ・魅力をどのように伝えるか。
→宗像青年会議所のYouTubeチャンネルやイベントで
動画配信。
- ・動画作成に当たり地域のYouTuberからのレクチャーを
受けるなど、内容と表現方法を吟味しながら改善。

終末

- ・「海の道むなかた館」でYouTube 発信
⇒学習を通して、宗像市の一員としてふるさとの宝を
保護・継承しようとする資質・能力を育成することに
つながった。

⑤成果と課題

成果

- ・ふるさと宗像への理解を通じた誇りや愛情から、守り、
受け継ぎ、創っていく宗像市民としての自覚を深めてい
る。
- ・地域の人・もの・ことを活用した「社会に開かれた教
育課程」の中で学ぶことで、求められている資質・能
力の育成につながる。

課題

- ・地域の文化財の教材化
- ・内容をさらに深めるためのカリキュラムの充実

○長崎県南島原市教育委員会

長崎県南島原市教育委員会松本教育長、学校教育課
大草課長、世界遺産推進室松本室長から事例発表が行
われた。



①南島原市の文化財

- ・国指定史跡「原城跡」は、2018年7月4日、「長崎と天
草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産の一つ
として世界文化遺産登録。

②原城跡の価値

- ・国内で禁止され、厳しい取り締まりがある中、250年
以上にわたってキリスト教の教えを守り伝えた歴史は、
世界でも類を見ない普遍的価値として評価。
- ・島原天草一揆により貿易統制や禁教政策の強化など、
日本の歴史に大きな影響。

- ・潜伏キリシタンが信仰を続けるきっかけとなり、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産のストーリーの出発点。

③原城跡を中心としたまちづくり

- ・原城跡世界遺産センターの整備を計画。地域振興に寄与し、地域や学校教育とも連携、児童生徒たちに原城跡の価値を理解してもらい、地域への愛着と誇りを醸成。
- ・観光情報の発信（PR動画の作成など）
- ・まちづくりの取組（花火大会、ウォークラリーなど）

④ふるさと教育の取組

<南島原市立南有馬小学校>

- ・地域の教育資源を活用して探究的な学習を重ねることで、ふるさとや自己についての肯定感・有用感を高めることをねらった。
- ・ふるさと教育カリキュラム作成
（協働的な学びの充実・『ふるさと共育』の推進・児童実態調査等）
- ・6年生の取組

『ふるさとの歴史と未来像「原城未来会議」』

（活動概要）

- ・市観光事業のふるさと発見ツアーを活用、現地のガイド説明により見聞を深めた。
- ・グループでの学習計画、調べ学習を行い、ふるさと南有馬の未来像について提案内容を検討。中間発表会での相互発表、感想や改善点の交流。
- ・保護者対象に原城未来会議の成果披露。

（研究の成果）

- ・児童アンケートの結果、ふるさと南有馬に対する肯定的なとらえ方が大幅に向上。

Q. 自分が住んでいる南有馬（ふるさと）のことが好きですか？（「とても好き」「好き」）

R2.7：95% → R4.3：99%

Q. 自分が住んでいる南有馬（ふるさと）のいいところを知っていますか？

（「よく知っている」「知っている」）

R2.7：53% → R4.3：79%

Q. 自分が住んでいる南有馬（ふるさと）のために何かしたいと思いますか？

（「ぜひしてみたい」「できればしたい」）

R2.7：81% → R4.3：93%

<中学校・高等学校での取組>

中学校

- ・校区内に構成資産を有している学校同士のオンライン交流（天草市立河浦中学校・南島原市立南有馬中学校）

高校

- ・総合的な探求の時間での「ふるさと教育」（長崎県立口加高等学校）
- ・テーマ「地域を知り、つながり、語る、地域課題解決キャリア教育」
- ・地域課題の解決策を考えることを通して、ふるさとへの愛着を育み、地域に貢献することで自己肯定感を高め、将来の地域社会や産業を支える人材を育成。また、若年層の地域への定着、Uターンにつなげるため、外部連携機関の行政、事業所などと連携・協働。

⑤今後の課題

コロナ禍における共有

- ・新型コロナの影響により人との交流が制限。
- ・ICT機器の活用による、リモートによる交流や連携も視野に入れた取組を推進。

小中高12年間を通じたふるさと教育

- ・小学校・中学校で積み重ねたふるさと学習を、高校教育でも継続・発展させ、将来的にふるさとに貢献することを自分の生き方として確立できる人間を育成。

過去と未来をつなぐふるさと教育の構想

- ・地域の産業・歴史・人物、そして文化財などを通して、ふるさとへの愛着や誇りを持たせること、現在の課題を見つけ、解決への方策を考えることに意義。
- ・ふるさと教育を、過去と未来をつなぐ架け橋として充実していくことが、学校教育、そして学校を支える教育行政に求められる。

学校安全の推進について

①

学校安全に関する経緯・主な施策

学校安全の活動は、「生活安全¹」、「交通安全²」、「災害安全³」の各領域を通じて、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す「安全教育」、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す「安全管理」、これらの活動を円滑に進めるための「組織活動」という3つの主要な活動から構成されている。

我が国における学校安全の歴史を紐解くと、昭和40年代前半に遡る。自動車交通の急成長に伴って交通事故も急増⁴し、当時の様相は「交通戦争」とも言われた。こうしたなか、子供が犠牲となる痛ましい事故が続発したことは社会に大きな影響を与え、通学路の安全を中心とした学校安全の機運が高まっていった。

その後、昭和40年代後半になると、中高生による校内暴力等が社会問題化。こうした中で昭和47（1972）年には文部省から『安全指導の手引き』が発行され、従来の交通安全に加えて生活安全の領域も指導内容に加えられた。

平成7（1995）年1月には阪神・淡路大震災が発生。死者・行方不明者は約6,400名を超え、負傷者も約4万3,700名超となった大災害は学校施設にも大きな被害をもたらした。この出来事から、学校安全の分野では学校施設の防

災対策、防災教育が推進されていった。

平成13（2001）年6月には、大阪教育大学附属池田小学校事件が発生、8名の児童が犠牲となり、児童・教員あわせて15名が負傷した。この事件は社会を震撼させ、学校防犯対策強化の機運が高まり、各学校で危機管理マニュアルの作成や防犯訓練・設備整備等が進められた。

平成16（2004）年頃からは、登下校中の児童が被害に遭う誘拐事案が連続して発生し、登下校時の安全対策の強化が図られた。危機管理マニュアルの改訂や、保護者・地域と連携した見守りの充実などの取組も進められた。

そして、平成20（2008）年6月、学校保健法（昭和33年法律第56号）を改正する形で、学校保健安全法が制定され、「学校安全」が法令に明記されることとなった。

平成23（2011）年には東日本大震災が発生。死者・行方不明者あわせて22,312名、負傷者6,242名という人的被害⁵だけでなく、津波・原子力災害など従来の想定を超える災害であり、その後の安全教育・安全管理や事後対応（事故検証）の在り方など、様々な影響を与え、我が国の安全教育の大きな転換点となった。

平成24（2012）年4月、京都府亀岡市で発生した交通事故は通学中の児童も犠牲となり、改めて通学路の安全の在り方を問う事案となった。これを受け、学校・道路管理者・警察による通学路の緊急合同点検が初めて実施された。

同月には、平成20（2008）年に制定された学校保健安全法に基づき、「学校安全の推進に関する計画」が閣議決定され、安全教育の充実、教員の資質能力向上、組織的取組の推進等について示された。なお、この計画は5カ年計画として平成29年（2017）年3月に第2次計画、令和4年（2022）年3月に第3次計画（後述）がそれぞれ策

1 学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱う。誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。

2 様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる。

3 防災と同義。地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

4 昭和45（1970）年の交通事故死亡者数は16,765に達した。これは我が国における最悪の記録である。

5 内閣府（防災）による（2022年3月8日時点）

定された（いずれも5カ年計画）。

平成28（2016）年3月には、学校、学校の設置者、地方公共団体が、事故発生の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となるものとして、「学校事故対応に関する指針」が示された。

昭和40年代前半	交通事故の急増を背景とした交通安全指導の推進
昭和40年代後半	生活安全に関する指導も充実
平成7年1月	阪神・淡路大震災
平成13年6月	大阪教育大学附属池田小学校事件
平成16年頃～	登下校中の児童が被害に遭う誘拐事案が連続して発生
平成20年6月	学校保健安全法の制定（学校保健法の改正）
平成23年3月	東日本大震災
平成24年4月	京都府亀岡市 交通事故など
同	第1次 学校安全の推進に関する計画
平成28年3月	学校事故対応に関する指針
平成29年3月	第2次 学校安全の推進に関する計画
平成30年5月	新潟県 下校中の女児殺害事件
令和3年6月	千葉県八街市 交通事故
令和4年3月	第3次 学校安全の推進に関する計画
令和4年9月	静岡県牧之原市 送迎バス置き去り事案

図表1. 学校安全をめぐる主な出来事

2

第3次学校安全の推進に関する計画の策定

(1) これまでの取組と課題

国は、学校保健安全法に基づき、平成24年度からの5年間を計画期間とする「学校安全の推進に関する計画（第1次計画）」、平成29年度からの5年間を計画期間とする「第2次学校安全の推進に関する計画」を策定し、学校安全の推進に取り組んできた。

第1次計画中には、東日本大震災の教訓を踏まえて、児童生徒等が主体的に行動する態度を育成することの重

要性が改めて認識され、学校教育活動全体を通じた実践的な安全教育が推進されるとともに、各学校で防災・危機管理マニュアルの整備などが進められた。

第2次計画中には、児童生徒等の様々な安全上の課題に対し、管理職のリーダーシップの下、組織的な体制を整備し、学校教育活動全体を通じた取組を実施するとともに、学習指導要領の改訂を踏まえたカリキュラム・マネジメントの確立を通じた系統的・体系的な安全教育が推進された。また、防犯・交通安全・防災の視点から通学・通園路の安全点検等が実施された。

第3次計画の策定に向けた課題としては、様々な計画やマニュアルが整備されつつも必ずしも実効的な取組に結びついていないこと、地域、学校設置者、学校、教職員の学校安全の取組内容や意識に差があること、東日本大震災の記憶を風化させることなく、今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要があること、学校安全の中核となる教職員の位置付け及び研修の充実について学校現場の実態が追い付いていないこと、様々なデータや研究成果が学校現場で実際に活用されていないこと、計画自体のフォローアップが不十分なために十分な進捗が図られていない事項があることなどが指摘されている。

このため、より実効的な取組となるよう、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルの構築を全国的に推進するとともに、必要な施策を実効的に進めるための国の施策の充実、計画における主要な指標の設定や進捗管理の改善に取り組むことが必要とされている。

また、児童生徒等の通学時に発生する事件・事故など、学校の努力だけでは防止できない事案も発生していることから、再発防止のためにこれまでの知見を今後の学校安全の取組に活かすことはもとより、子供の視点にも立ちながら、学校外の専門的な知見や地域からの協力を得て、学校安全に関わる取組に反映していくことが求められている。

(2) 施策の基本的な方向性等

これまでの取組や課題を踏まえ、第3次計画においては、その計画期間において取り組むべき施策の基本的な方向性としては、以下の6点が示されている。

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

これらの方向性に基づき、後述する施策を実施することにより、第3次計画の計画期間において「目指す姿」としては、

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

の3点が示されている。

なお、これらの「目指す姿」に係る主要指標としては、

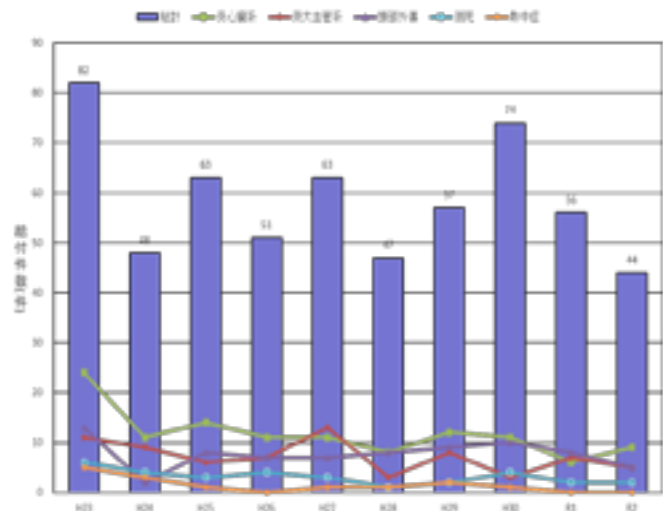
- ・学校管理下での重大事故件数
- ・学校管理下での負傷・疾病の発生件数、発生率

が挙げられている。

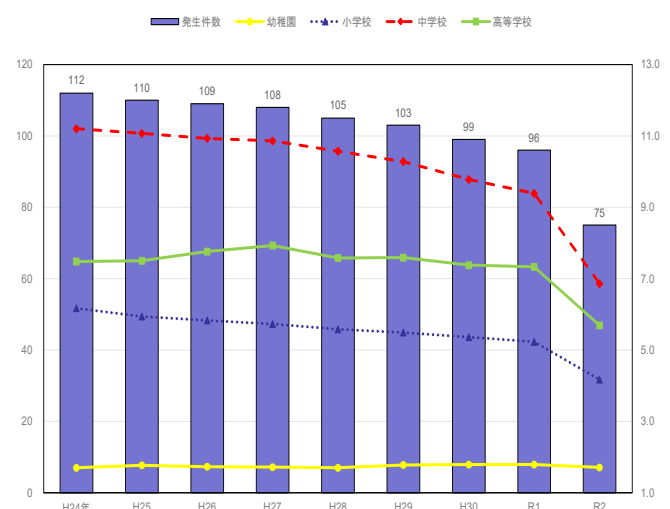
これらについては、独立行政法人日本スポーツ振興センター統計によると、令和2年度における死亡見舞金給付件数は全体として44件⁶、災害発生件数は全体として746,913⁷件であった（図表2・3）。

6 主要な要因別では突発性心臓系9件、突発性大血管系5件、頭部外傷系5件、溺死2件、熱中症0件。

7 学校種別では、幼稚園 14,707 件、小学校 263,385 件、中学校 221,705 件、高等学校等 189,951 件



図表2. 災害給付における死亡見舞い給付件数の推移



図表3. 災害共済給付における災害（負傷・疾病）発生件数と発生率の推移

(3) 学校安全を推進するための5つの方策

第3次計画では、学校安全に関する組織的取組の推進、家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進、学校における安全教育の充実、学校における安全管理の取組の充実等に関し具体的な取組を進めることにより、学校安全に関する取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上、すなわち、学校における安全文化の醸成を図るものとされた。

その上で、以下の通り学校安全を推進するための5つの方策が掲げられた。

【5つの推進方策】

- 1 学校安全に関する校内組織体制や、教員研修・教員養成
- 2 学校を取り巻く、家庭・地域・関係機関等との連携・協働
- 3 児童生徒等に対する安全教育
- 4 安全点検や老朽化対策など、学校の施設・設備等の安全管理
- 5 これらに関する横断的な事項等

推進方策1の関係では、学校経営における学校安全の明確な位置づけや、セーフティプロモーションスクール(SPS)の考え方も参考とし、学校安全計画を見直すサイクルの確立、地域毎のリスクを踏まえた危機管理マニュアルの見直し、学校安全の中核を担う教職員の位置づけの明確化、教員養成における学校安全の学修の充実等、組織的取組の推進を図ることとしている。

推進方策2の関係では、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した地域との協働による学校安全の推進や、通

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

I 総論	
第3次計画の策定に向けた課題認識	施策の基本的な方向性
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題 ○ 学校安全の取組内容や意識の差 ○ 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める ○ 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する ○ 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する ○ 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する ○ 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する ○ 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）
目指す姿	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること ○ 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること ○ 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重傷を負う事故を中心に減少させること 	



推進方策1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

推進方策2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
- 通学路の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づき関係機関が連携した取組の強化・活性化
- SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

推進方策3. 学校における安全に関する教育の充実

- 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導評語の確保、学校における教育手法の改善
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化
- 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の取組
- ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性被害・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

推進方策4. 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検に関する準則の改訂（検査基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- 学校施設の老朽化対策、非構造物材の対策対策、防災機能の整備の推進
- 重大事故の予防のためのセリット事例の活用
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

推進方策5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

- 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
- 災害共済給付に関するデータ等を活用した研究資料の周知・効果的な活用
- 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
- AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
- 学校安全を標準化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める目・通算の設定等）
- 国の学校安全に関する情報系のフォローアップの実施

学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムの強化等を図ることとしている。

推進方策3の関係では、児童生徒等が自ら危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実を図ることや、関係機関、消防団等、様々な関係機関と連携して、実践的な防災教育の充実を図ることとしている。また、幼児期からの安全教育の充実や、幼児期・特別支援学校における安全教育の好事例等の収集を行うこととしている。さらに、ネット上の有害情報対策、SNSに起因する被害等への対応のため、性犯罪・性暴力対策、生命（いのち）の安全教育も推進することとしている。

推進方策4の関係では、学校における安全点検に関する手法の改善や、学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進、重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用、重大事故発生後の検証と再発防止等、安全管理の取組の充実を図ることとしている。

推進方策5の関係では、学校安全に関する情報の見える化や、災害共済給付データやデジタル技術を活用した科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進等が示されている。

4

学校安全をめぐる近年の動向

(1) 通学路の合同点検の実施

令和3（2021）年6月に千葉県八街市で発生した、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する交通事故を受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の約1万9千校の小学校の通学路を対象として、教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検が実施された。これにより抽出された対策必要箇所数は76,404であり、関係機関が連携して対策案を検討し、地域の実情に応じた効果的な対策を可能なものから実施している。対策必要箇所の抽出結果と令和4（2022）年3月末時点のフォローアップ結果は図表4の通りである。

	箇所数	うち対策済
対策必要箇所（全体数） ⁸	76,404	45,057
教育委員会・学校による対策箇所	39,943	35,558
道路管理者による対策箇所	39,681	16,815
警察による対策箇所	16,996	11,345

図表4. 通学路における合同点検の結果

学校による危険箇所のリストアップに当たっては、これまでの観点に加え、過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があった箇所などの観点も踏まえて抽出された。

通学路の安全については、交通安全の観点のみならず、防犯を含む生活安全や災害安全の観点も含めた対応が必要である。

(2) 道路交通法の改正

① 自転車利用におけるヘルメット着用の努力義務

道路交通法の一部改正（令和4年4月27日公布）により、全ての自転車利用者に対し、令和5年4月1日から自転車の乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されることになる。

これに伴い、15年ぶりに「自転車安全利用五則」が改訂された⁹。

■ 自転車安全利用五則 ■

- 1 車道が原則、左側を通行歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

8 1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。また、対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所数（1,707箇所、うち対策済み811箇所）を含む。

9 令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定。

②新たな交通主体の交通方法等

上記の改正道路交通法により、電動キックボード等（特定小型原動機付自転車）の交通方法等が整備された。その主な改正内容は下記の通りである（令和5年7月1日施行予定）。

- 電動キックボード等の運転には運転免許を要しないこととし（ただし、16歳未満の運転は禁止）、ヘルメット着用を努力義務化。
- 電動キックボード等は、原則車道通行。
- 電動キックボード等のうち、一定の速度以下に最高速度が制限されるものについては、例外的に歩道（自転車通行可の歩道に限る。）等を通行することができることとする。
- 交通反則通告及び放置違反金制度の対象とし、違反行為を繰り返す者に対しては、講習の受講を義務付け。

(3) 送迎用バスにおける安全管理の徹底

令和4（2022）年9月に発生した静岡県牧之原市の認定こども園の送迎バスで3歳の女児の置き去り死亡事案を受け、同年10月12日に関係府省（内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省）による緊急対策「こどもの送迎バス・安全徹底プラン」が取りまとめられた。その内容は以下の通りである。

【こどもの送迎バス・安全徹底プラン】

- ・ 所在確認や安全装置の義務付け
- ・ 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成
- ・ 安全管理マニュアルの作成
- ・ 「こどもの安心・安全対策パッケージ」

① 所在確認や安全装置の義務付け

上記「こどもの送迎バス・安全徹底プラン」を受け、誰が運転・乗車するかに関わらず、バスの乗車・降車時に幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、令和4（2022）年12月28日付で関係府省令等¹⁰が改正され、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付け

¹⁰ 学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第41号）等

ることとなった。改正の内容としては、以下の通り。

- a) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び専修学校）において、児童生徒等の通学、校外学習等のために自動車を運行するときは、自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童生徒等の所在を確認すること。
- b) 幼稚園¹¹と特別支援学校においては、通学用の自動車を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置¹²を装備し、当該装置を用いて、降車時の児童生徒等の所在を確認すること。

なお、本改正省令の施行日は令和5（2023年）4月1日であるが、上記b)については経過措置を設け、ブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置を備えることが困難である場合は、令和6年3月31日までの間、車内の児童生徒等の所在の見落としを防止するための代替的な措置¹³を講ずることとしている。

② 「こどもの安心・安全対策パッケージ」

令和4年度第2次補正予算の事業により、子供の安全対策として、子供の送迎用バスへの安全装置の装備や、登園管理システムや子供の見守りタグ（GPS）の導入に係る必要な経費の支援を行うこととなった。特に、送迎用バスへの安全装置の装備については、義務化の対象となっている幼稚園・特別支援学校においては事業者の負担を最小化するため、市場価格を踏まえた定額を支援することとしている¹⁴。

児童生徒等の所在確認については、各学校においてこれまで教育活動の前提として必然的に実施されてきたものであるが、今回の省令改正によって法令上位置付けられたことに鑑み、学校安全の基本となるという認識を共

¹¹ 幼稚園型認定こども園及び特別支援学校幼稚部を含む。

¹² 国土交通省のガイドライン（令和4年12月20日公表）に適合していることが求められる。

¹³ 例えば、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなどの措置。

¹⁴ 今回の省令改正で安全装置の装備が義務化されない小学校・中学校等においても市場価格の半額程度を補助する予定。

有するとともに、自動車等への乗降の場合に限らず、学校生活の中で場面が変わる際の所在確認の在り方について見直す機会とされたい。

(4) 熱中症予防の徹底

学校の管理下における熱中症事故は近年減少傾向にあるものの¹⁵、今後の気候変動等の影響を考慮するとますます悪化していくことが懸念されている。こうしたことから、文部科学省と環境省は、令和3（2021）年5月、教育委員会等の学校設置者等が作成する熱中症対策に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、初めて「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を作成した。また、令和4（2022）年4月13日には政府の「熱中症対策行動計画」が改訂され、学校における熱中症対策を含むマニュアル等の作成を促進し、学校医等とも協力し、学校現場での熱中症事故予防の体制整備を促進していくことが示された。

熱中症は、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分を補給できる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分に防ぐことが可能である。また、熱中症の疑いのある症状がみられた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要である。

熱中症の未然防止対策としては、各学校の危機管理マニュアルの中に、熱中症防止のための各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者を具体的に定めておくことが重要である。また、環境省と気象庁から発表される「熱中症警戒アラート」等の情報も活用し、熱中症の未然防止のために各種活動の中止について適切に判断することが求められる。

(5) Jアラートへの対応

令和4（2022）年10月には北朝鮮の弾道ミサイル発射により、Jアラート（全国瞬時警報システム）が発信された。昨今の国際情勢に鑑み、あらためてその周知と発進時の

適切な対応が求められている。

Jアラートは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波情報など、対処に時間的余裕のない事象に関する情報を、国民の保護のために国から送信し、市町村防災行政無線（同報系）を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達する仕組みのことである。市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等さまざまな手段により住民に情報が伝達される。また、同時に携帯電話にエリアメール・緊急速報メールとして配信される。学校では、Jアラートの緊急情報をどのように入手し、どのように対応していくのか検討しておくことが求められる。

ここでは、特にJアラートの緊急情報のなかでも、「弾道ミサイル発射に係る対応」について留意点を確認する。行動の基本は、「姿勢を低くし、頭部を守ること」である。そして、Jアラートによる情報伝達の流れや内容と、それらに対する学校における避難行動の流れを確認しておく必要がある。例えば、「弾道ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」があった際、屋外にいる場合には、近くの建物や地下に避難し、床に伏せて頭部を守る。屋内にいる場合には、できるだけ窓から離れ、窓のない部屋に移動して机の下に入って頭部を守るなどの対応が考えられる。

具体的な避難行動例は、内閣官房の「国民保護ポータルサイト」や文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引」等を参考にされたい。

5

学校安全の さらなる推進のために

(1) 学校安全の推進に関する有識者会議 の設置

国の第3次学校安全の推進に関する計画の策定に当たっては、第2次計画からのいくつかの課題も挙げられており、その中の一つとして、「計画自体のフォローアップが不十分なため十分に進捗が図られていない事項があること」が指摘されている。このことを踏まえ、文部科学省では、学校安全の推進に関する計画の進捗管理と具体的な施策の展開を行うため、新たに「学校安全の推進に関する有

15 幼独立行政法人日本スポーツ振興センター調べによると、学校管理下（小・中・高）で熱中症を発生した件数は、令和元年が5,074件、令和2年が3,371件、令和3年が2,549件（速報値）であった。

識者会議（座長・東京学芸大学教職大学院教授渡邊正樹氏）（以下「有識者会議」）を設置された。

○第1回会議の様子

有識者会議は令和4（2022）年12月23日に第1回の会議が開催された。各委員からは「すでに各学校で学校安全計画やマニュアルが整備されているが、今後は実効性を担保していくためにPDCAをいかに機能させていくかが課題である」といった意見や、「学校事故に関するデータの蓄積を活用し、今後の学校事故防止につなげる調査研究を行うことが重要である」といった意見のほか、「多忙な学校現場の中で、専門的知見がない教職員が設備や機器の点検まで担っている状況があるので、安全点検の主体と内容をしっかりと分類し、無理のない形で安全点検ができるような仕組み構築する必要がある」といった意見があった。

○「学校事故対応に関する指針」の見直し

国においては、平成28（2016）年3月に「学校事故対応に関する指針（以下「学校事故対応指針」という）」を策定し、これに沿った対応として、詳細な調査が行われた場合の報告書の提出を求め、事故情報の蓄積や学校・学校設置者・都道府県等の担当部署への周知を行っているところであるが、これについて第3次計画においては、「事故等の発生後の被害者及びその家族への配慮した支援が十分に取られていないと考えられる事案や、児童生徒の死亡事故に関する国への報告がなされていない事案も見られることなど、事故対応指針の作成当初に想定していた取組が進んでいない状況にある」といった課題を指摘した上で、「事故対応指針に沿った児童生徒の死亡事故等の発生に関する国への報告について、引き続き徹底を求めるとともに、学校管理下において発生した事故等の検証や再発防止に関する実効性を高めるため、事故対応指針の内容の改訂その他の必要な措置について、早期に検討を開始する」ことが提言されている。

これを受けて、有識者会議では、「学校事故対応指針の見直し」を優先的に検討する課題として位置付け、第1回の会議から議論を開始した。今後、文部科学省では、有識者会議の議論を踏まえて学校事故対応指針の見直しを令和5年度中にも行う予定である。

○今後の検討について

有識者会議は、学校安全に係る恒常的なアドバイザリーボードとして、第3次計画の進捗管理や施策の具体化に向けた検討を進める予定であり、必要に応じて下部組織としてワーキンググループを設置することとしている。これにより、特定の課題について専門性の高い検討を深めたり、緊急対応が必要となる問題が発生した場合などにおいては機動的に検討したりすることが可能となっている。

(2) 広報資料等

○学校における「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月）

本ガイドラインは、チェックリスト編、解説編、サンプル編の3編から構成されている。チェックリスト編では、危機管理マニュアルに盛り込むべき事項や、その記載方法についてチェックリストの形で示されており、この項目を用いて自校の危機管理マニュアルの内容と照らし合わせて評価できるようになっている。解説編では、危機管理マニュアルの記載の視点や参考文献、参考情報等のコラムが紹介している。サンプル編では、記載例や様式例が示されている。



○教職員のための学校安全 e-ラーニング（令和4年12月改訂）

学校安全を組織的に推進するに当たって、教職員の各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身につけることが求められている。e-ラーニングでは、教職員を志す学生等を対象とした基礎研修（3コース）をはじめ、初任者・中堅教職員・管理職向け研修として、各キャリアステージに応じて学校安全に関して習得しておくべき事項を紹介している。第3次計画を踏まえた内容になっており、教員研修等で活用いただきたい。



学校安全ポータルサイト「文部科学省×学校安全」

- 文部科学省の学校安全に関する施策をまとめたポータルサイト。
- 事例連絡や研修会などの最新情報とこれまでの取組事例、調査結果などを掲載。
- 都道府県や他省庁が作成した学校安全関係資料も掲載。

★ アクセスタンキング(7月)

1位:「金下校防犯プラン」について
 2位:「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
 3位:「熱中症事故の防止」について(投稿)

「危機管理マニュアル作成の手引」など学校安全資料

文部科学省作成資料・取組・事業

学校安全推進のための標準的な、全国で活用している取組、モデル事業などを紹介。

- ▶ 学校安全手帳
- ▶ 標準資料
- ▶ 全国での取組・モデル事業

今日のニュース

学校安全に関する最新の取組や、文部科学省からの取組のお知らせを紹介。

- ▶ 令和6年度方針 掲載日より
- ▶ パンクナンバー

文科省からのお知らせを毎月更新

表彰制度

内閣府や文部科学省が主催する表彰制度、その取組事例や実施している学校安全コンクールを紹介。

- ▶ 安全功労者内閣府大臣表彰
- ▶ 学校保健・安全功労者大臣表彰

研修会情報

国・自治体、学校安全に関する研修会、セミナー・座談会などを紹介。

- ▶ 健康教育・食育行政勉強会 横浜編
- ▶ 全国学校保健・安全研究大会
- ▶ 学校安全委員会 全国大会
- ▶ 学校安全推進協議会 全国大会
- ▶ 健康功労・安全功労者表彰・セミナー

都道府県の研修会情報や文科省主催の研修会資料

「学校安全ポータルサイト」で検索！

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/index.html>

文部科学省

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課



「令和4年度公立学校教員採用選考試験の実施状況」について

総合教育政策局教育人材政策課

文部科学省では、67都道府県・指定都市教育委員会及び大阪府豊能地区教職員人事協議会（計68）が実施した公立学校教員採用選考試験（以下「採用選考」という。）を対象として、受験者数、採用者数等採用選考の実施状況について、毎年度、調査を行っている。今般、令和3年度に実施された令和4年度採用選考の実施状況を取りまとめ、公表した（令和4年9月9日公表）。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/senkou/1416039_00006.html)

中学校や高等学校については、全体として4.7倍、5.4倍の採用倍率を保っているものの（P49、第9表）、小学校と同様に既卒者の受験者数の減少が大きい（中学校2,714人減少、高等学校1,848人減少）。中学校の新卒受験者は前年に比べ1,196人増加したものの、全体の受験者数としては減少している（P47、第7表）。

1 令和4年度公立学校教員採用選考試験の実施状況

採用選考の全体的な傾向として、採用者数は平成12年度以降増加し、ここ数年は横ばいである。平成12年度以降の採用倍率低下については、大量退職等に伴う採用者数の増加と既卒の受験者数の減少によるところが大きい。

小学校においては、採用倍率が過去最高の12.5倍であった平成12年度においては採用者数が3,683人であるのに対し、令和4年度は採用者数が16,152人と4倍以上増えている（P49、第9表）。また、受験者数の内訳を分析してみると、新規学卒者は小幅な増加（256人）となった一方、既卒者は引き続き大きく減少（3,068人）している。総数としての受験者数は減少（2,812人）した（P47、第7表）。このような小学校における受験者数の減少傾向は、臨時的任用教員や非常勤講師などを続けながら教員採用選考試験に再チャレンジしてきた層が正規採用されることにより、既卒の受験者が減ってきていることなどが理由であると考えられる。また、退職者数が平成28年度末をピークに減少していること等により採用者数は令和元年度より減少に転じているが、引き続き大量採用の状況が続いており、既卒者の受験者数が減少し続けていることから採用倍率は引き続き低下している。

2 今後の対応について

令和4年12月19日に中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」が取りまとめられ、その中でも、優れた人材を確保できるような教員採用等の在り方の検討の方向性について盛り込まれたところである。文部科学省としては、答申の指摘内容も踏まえつつ、現在各教育委員会において行われている教員採用選考試験における、多様な知識や経験等を加味した特別な選考等について、広く知見を共有し、選考試験の改善を促すとともに、教員採用選考試験の実施時期の早期化や、年間に複数回実施することなどについて、任命権者である各教育委員会と協議を行いつつ、採用選考のスケジュールの見直しを行っていく。

第1表 受験者数、採用者数、競争率（採用倍率）

区分	受験者数		採用者数		競争率 (採用倍率)
		女性(内数)		採用者数	
小学校	40,636	16,019	16,152	8,170	2.5
中学校	42,587	11,354	9,140	3,475	4.7
高等学校	23,991	5,358	4,479	1,393	5.4
特別支援学校	8,529	3,245	3,063	1,611	2.8
養護教諭	9,051	1,169	1,263	1,067	7.2
栄養教諭	1,597	1,169	177	153	9.0
計	126,391	38,314	34,274	15,869	3.7

(注) 1. 採用者数は、令和4年4月1日から6月1日までに採用された数である（以下同じ）。

2. 小学校と中学校の試験区分を一部分けずに採用選考を行っている県市の受験者数は、中学校の受験者数に含んでいる。（第2表参照。以下同じ。）
3. 中学校と高等学校の試験区分を（一部）分けずに選考を行っている県市の受験者数は、中学校の受験者数に含んでいる。（第2表参照。以下同じ。）
4. 特別支援学校の受験者数は、「特別支援学校」の区分で採用選考を実施している県市の数値のみを集計したものである。（第2表参照。以下同じ。）
5. 女性（内数）は、受験者・採用者の男女別内訳を把握している県市の数値のみを集計したものである。（第5表参照。以下同じ）
6. 競争率（採用倍率）は、受験者数÷採用者数である。

第3表 各県市別受験者数、採用者数、競争率（採用倍率）における前年度比較

区分	受験者数			採用者数			競争率（採用倍率）			区分
	令和3年度	令和4年度	増減	令和3年度	令和4年度	増減	令和3年度	令和4年度	増減	
1 北海道	4,503	4,189	-314	892	870	-22	3.7	3.6	-0.1	1 北海道
2 青森県	1,272	1,206	-66	275	246	-29	4.6	4.9	0.3	2 青森県
3 岩手県	1,088	1,047	-41	318	260	-58	3.4	4.0	0.6	3 岩手県
4 宮城県	1,645	1,656	11	538	499	-39	3.1	3.3	0.2	4 宮城県
5 秋田県	941	824	-117	282	308	26	3.3	2.7	-0.6	5 秋田県
6 山形県	862	865	3	363	327	-36	2.4	2.6	0.2	6 山形県
7 福島県	1,945	1,814	-131	519	489	-30	3.7	3.7	0.0	7 福島県
8 茨城県	2,654	3,215	561	983	981	-2	2.7	3.3	0.6	8 茨城県
9 栃木県	2,086	1,926	-160	548	492	-56	3.8	3.9	0.1	9 栃木県
10 群馬県	2,010	1,860	-150	449	395	-54	4.5	4.7	0.2	10 群馬県
11 埼玉県	6,107	5,860	-247	1,570	1,873	303	3.9	3.1	-0.8	11 埼玉県
12 千葉県	5,216	4,787	-429	1,554	1,478	-76	3.1	3.0	-0.1	12 千葉県
13 東京都	9,265	8,723	-542	3,072	2,365	-707	3.0	3.7	0.7	13 東京都
14 神奈川県	4,927	4,521	-406	1,123	1,124	1	4.4	4.0	-0.4	14 神奈川県
15 新潟県	1,016	1,261	245	384	456	72	2.6	2.8	0.2	15 新潟県
16 富山県	777	717	-60	354	353	-1	2.2	2.0	-0.2	16 富山県
17 石川県	1,107	1,085	-22	313	308	-5	3.5	3.5	0.0	17 石川県
18 福井県	848	807	-41	220	228	8	3.9	3.5	-0.4	18 福井県
19 山梨県	915	869	-46	292	286	-6	3.1	3.0	-0.1	19 山梨県
20 長野県	2,098	1,825	-273	534	518	-16	3.9	3.5	-0.4	20 長野県
21 岐阜県	2,138	1,931	-207	700	670	-30	3.1	2.9	-0.2	21 岐阜県
22 静岡県	2,651	2,308	-343	606	550	-56	4.4	4.2	-0.2	22 静岡県
23 愛知県	6,248	6,017	-231	1,530	1,570	40	4.1	3.8	-0.3	23 愛知県
24 三重県	2,661	2,457	-204	412	490	78	6.5	5.0	-1.5	24 三重県
25 滋賀県	1,900	1,961	61	468	509	41	4.1	3.9	-0.2	25 滋賀県
26 京都府	1,901	1,857	-44	426	444	18	4.5	4.2	-0.3	26 京都府
27 大阪府	6,372	6,008	-364	1,217	1,400	183	5.2	4.3	-0.9	27 大阪府
28 兵庫県	5,241	4,740	-501	960	1,010	50	5.5	4.7	-0.8	28 兵庫県
29 奈良県	1,646	1,593	-53	320	294	-26	5.1	5.4	0.3	29 奈良県
30 和歌山県	1,415	1,326	-89	360	355	-5	3.9	3.7	-0.2	30 和歌山県
31 鳥取県	1,022	1,018	-4	218	231	13	4.7	4.4	-0.3	31 鳥取県
32 島根県	1,042	906	-136	266	280	14	3.9	3.2	-0.7	32 島根県
33 岡山県	2,210	2,043	-167	357	392	35	6.2	5.2	-1.0	33 岡山県
34 広島県	2,786	2,643	-143	644	628	-16	2.9	3.0	0.1	34 広島県
35 山口県	1,159	1,121	-38	401	345	-56	2.9	3.2	0.3	35 山口県
36 徳島県	1,072	1,105	33	206	202	-4	5.2	5.5	0.3	36 徳島県
37 香川県	1,229	1,183	-46	268	256	-12	4.6	4.6	0.0	37 香川県
38 愛媛県	1,377	1,192	-185	393	387	-6	3.5	3.1	-0.4	38 愛媛県
39 高知県	2,313	2,404	91	292	274	-18	7.9	8.8	0.9	39 高知県
40 福岡県	3,832	3,456	-376	1,281	1,222	-59	3.0	2.8	-0.2	40 福岡県
41 佐賀県	980	892	-88	371	350	-21	2.6	2.5	-0.1	41 佐賀県
42 長崎県	1,126	1,066	-60	426	446	20	2.6	2.4	-0.2	42 長崎県
43 熊本県	1,356	1,134	-222	381	360	-21	3.6	3.2	-0.4	43 熊本県
44 大分県	1,579	1,172	-407	474	448	-26	3.3	2.6	-0.7	44 大分県
45 宮崎県	1,417	1,354	-63	348	406	58	4.1	3.3	-0.8	45 宮崎県
46 鹿児島県	1,639	1,509	-130	472	495	23	3.5	3.0	-0.5	46 鹿児島県
47 沖縄県	3,375	3,022	-353	385	383	-2	8.8	7.9	-0.9	47 沖縄県
48 札幌市	-	-	-	335	279	-56	-	-	-	48 札幌市
49 仙台市	1,018	974	-44	272	321	49	3.7	3.0	-0.7	49 仙台市
50 さいたま市	1,003	1,030	27	299	318	19	3.4	3.2	-0.2	50 さいたま市
51 千葉市	-	-	-	149	103	-46	-	-	-	51 千葉市
52 横浜市	2,847	2,990	143	815	841	26	3.5	3.6	0.1	52 横浜市
53 川崎市	1,054	945	-109	232	291	59	4.5	3.2	-1.3	53 川崎市
54 相模原市	463	481	18	132	144	12	3.5	3.3	-0.2	54 相模原市
55 新潟市	489	486	-3	135	175	40	3.6	2.8	-0.8	55 新潟市
56 静岡市	402	407	5	132	127	-5	3.0	3.2	0.2	56 静岡市
57 浜松市	567	584	17	151	160	9	3.8	3.7	-0.1	57 浜松市
58 名古屋市	1,815	1,698	-117	416	448	32	4.4	3.8	-0.6	58 名古屋市
59 京都市	1,764	1,562	-202	351	290	-61	5.0	5.4	0.4	59 京都市
60 大阪市	2,810	2,420	-390	820	608	-212	3.4	4.0	0.6	60 大阪市
61 堺市	785	699	-86	109	126	17	7.2	5.5	-1.7	61 堺市
62 神戸市	1,769	1,693	-76	231	232	1	7.7	7.3	-0.4	62 神戸市
63 岡山市	673	616	-57	142	152	10	4.7	4.1	-0.6	63 岡山市
64 広島市	-	-	-	331	263	-68	-	-	-	64 広島市
65 北九州市	1,128	709	-419	343	240	-103	3.3	3.0	-0.3	65 北九州市
66 福岡市	1,358	1,331	-27	559	556	-3	2.4	2.4	0.0	66 福岡市
67 熊本市	648	645	-3	186	217	31	3.5	3.0	-0.5	67 熊本市
68 豊能地区	705	646	-59	162	130	-32	4.4	5.0	0.6	68 豊能地区
合計	134,267	126,391	-7,876	35,067	34,274	-793	3.8	3.7	-0.1	合計

(注) 1. 札幌市、千葉市、広島市は、選考試験をそれぞれ所在地の都道府県と合同で実施したため、当該年度の受験者数及び競争率は都道府県の欄に記載している。

なお、千葉市の令和元年度の受験者数については「栄養教諭」の受験者数を記載している。

2. 競争率の「増減」は、小数第2位を四捨五入しているため、令和4年度と令和3年度の差とは必ずしも一致しない。

第4表 受験者数、採用者数、競争率（採用倍率）の推移

区分	年度	受験者数		採用者数		競争率 (採用倍率)	
			女性(内数)		女性(内数)		
小学校	24	59,230	(34,117)	13,598	(8,561)	4.4	
	25	58,703	(31,192)	13,626	(7,956)	4.3	
	26	57,178	(31,237)	13,783	(8,504)	4.1	
	27	55,834	(30,036)	14,355	(8,794)	3.9	
	28	53,606	(28,478)	14,699	(8,940)	3.6	
	29	52,161	(27,343)	15,017	(9,033)	3.5	
	30	51,197	(26,313)	15,935	(9,349)	3.2	
	元	47,661	(24,091)	17,029	(9,933)	2.8	
	2	44,710	(19,739)	16,605	(9,134)	2.7	
	3	43,448	(17,805)	16,440	(8,366)	2.6	
	4	40,636	(16,019)	16,152	(8,170)	2.5	
	中学校	24	62,793	(27,964)	8,156	(3,682)	7.7
		25	62,998	(26,228)	8,383	(3,582)	7.5
26		62,006	(26,371)	8,358	(3,773)	7.4	
27		60,320	(24,894)	8,411	(3,787)	7.2	
28		59,076	(23,642)	8,277	(3,604)	7.1	
29		57,564	(22,449)	7,750	(3,406)	7.4	
30		54,266	(20,438)	7,988	(3,400)	6.8	
元		49,190	(18,147)	8,650	(3,647)	5.7	
2		45,763	(14,106)	9,057	(3,599)	5.1	
3		44,105	(12,152)	10,049	(3,565)	4.4	
4		42,587	(11,354)	9,140	(3,475)	4.7	
高等学校		24	37,935	(13,561)	5,189	(1,939)	7.3
		25	37,812	(12,184)	4,912	(1,616)	7.7
	26	37,108	(12,456)	5,127	(1,870)	7.2	
	27	36,384	(11,966)	5,039	(1,840)	7.2	
	28	35,680	(11,402)	5,108	(1,830)	7.0	
	29	34,177	(10,761)	4,827	(1,789)	7.1	
	30	32,785	(9,771)	4,231	(1,451)	7.7	
	元	30,121	(8,847)	4,345	(1,523)	6.9	
	2	26,895	(6,551)	4,409	(1,456)	6.1	
	3	26,163	(6,340)	3,956	(1,329)	6.6	
	4	23,991	(5,358)	4,479	(1,393)	5.4	
	小・中・高 小計	24	159,958	(75,642)	26,943	(14,182)	5.9
		25	159,513	(69,604)	26,921	(13,154)	5.9
26		156,292	(70,064)	27,268	(14,147)	5.7	
27		152,538	(66,896)	27,805	(14,421)	5.5	
28		148,362	(63,522)	28,084	(14,374)	5.3	
29		143,902	(60,553)	27,594	(14,228)	5.2	
30		138,248	(56,522)	28,154	(14,200)	4.9	
元		126,972	(51,085)	30,024	(15,103)	4.2	
2		117,368	(40,396)	30,071	(14,189)	3.9	
3		113,716	(36,297)	30,445	(13,260)	3.7	
4		107,214	(32,731)	29,771	(13,038)	3.6	
特別支援 学校		24	9,198	(5,830)	2,672	(1,765)	3.4
		25	10,172	(6,172)	2,863	(1,760)	3.6
	26	10,388	(6,239)	2,654	(1,712)	3.9	
	27	11,004	(6,432)	2,926	(1,877)	3.8	
	28	10,601	(6,125)	2,846	(1,799)	3.7	
	29	10,513	(5,961)	2,797	(1,781)	3.8	
	30	10,837	(5,855)	3,127	(1,925)	3.5	
	元	10,417	(5,535)	3,226	(1,951)	3.2	
	2	9,956	(4,339)	3,217	(1,875)	3.1	
	3	9,696	(3,933)	3,102	(1,731)	3.1	
	4	8,529	(3,245)	3,063	(1,611)	2.8	
	養護教諭	24	9,715	(9,599)	1,184	(1,183)	8.2
		25	9,827	(9,227)	1,171	(1,105)	8.4
26		9,578	(9,486)	1,174	(1,173)	8.2	
27		9,783	(9,699)	1,337	(1,333)	7.3	
28		9,890	(9,804)	1,334	(1,332)	7.4	
29		9,840	(9,756)	1,328	(1,321)	7.4	
30		9,696	(9,453)	1,451	(1,424)	6.7	
元		9,212	(9,127)	1,468	(1,460)	6.3	
2		9,040	(7,535)	1,380	(1,323)	6.6	
3		9,239	(7,068)	1,319	(1,163)	7.0	
4		9,051	(1,169)	1,263	(1,067)	7.2	
栄養教諭		24	1,367	(1,303)	131	(129)	10.4
		25	1,390	(1,193)	152	(141)	9.1
	26	1,562	(1,470)	163	(154)	9.6	
	27	1,651	(1,556)	179	(176)	9.2	
	28	1,602	(1,502)	208	(204)	7.7	
	29	1,813	(1,707)	238	(232)	7.6	
	30	1,886	(1,766)	254	(247)	7.4	
	元	1,864	(1,753)	234	(229)	8.0	
	2	1,678	(1,342)	207	(198)	8.1	
	3	1,616	(1,302)	201	(181)	8.0	
	4	1,597	(1,169)	177	(153)	9.0	
	総計	24	180,238	(92,374)	30,930	(17,259)	5.8
		25	180,902	(86,196)	31,107	(16,160)	5.8
26		177,820	(87,259)	31,259	(17,186)	5.7	
27		174,976	(84,583)	32,247	(17,807)	5.4	
28		170,455	(80,953)	32,472	(17,709)	5.2	
29		166,068	(77,977)	31,957	(17,562)	5.2	
30		160,667	(73,596)	32,986	(17,796)	4.9	
元		148,465	(67,500)	34,952	(18,743)	4.2	
2		138,042	(53,612)	34,875	(17,585)	4.0	
3		134,267	(48,600)	35,067	(16,335)	3.8	
4		126,391	(43,573)	34,274	(15,869)	3.7	

(注) 1. () 内は内数で女性を示す。

2. 各年度の数値は、各年度の「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」の公表値。

第5表 受験者数、採用者数に占める女性の割合

区分	受験者数			採用者数		
	全体(注3)	女性〔内数〕	女性の割合(%)	全体(注4)	女性〔内数〕	女性の割合(%)
小学校	30,975 (34,440)	16,019 (17,805)	51.7% (51.7%)	13,644 (13,978)	8,170 (8,366)	59.9% (59.9%)
中学校	29,626 (32,345)	11,354 (12,152)	38.3% (37.6%)	7,765 (8,223)	3,475 (3,565)	44.8% (43.4%)
高等学校	17,840 (20,970)	5,358 (6,340)	30.0% (30.2%)	3,974 (3,758)	1,393 (1,329)	35.1% (35.4%)
特別支援 学校	6,206 (7,396)	3,245 (3,933)	52.3% (53.2%)	2,666 (2,828)	1,611 (1,731)	60.4% (61.2%)
計	84,647 (95,151)	35,976 (40,230)	42.5% (42.3%)	28,049 (28,787)	14,649 (14,991)	52.2% (52.1%)

(注) 1. ()内は、前年度の数値である。

2. 大多数が女性である養護教諭・栄養教諭については除外している。

3. 以下の県市については、受験者の男女別内訳を把握していないため、受験者数に含まない。
東京都、神奈川県、富山県、岐阜県、大阪府(小学校等以外)、山口県、福岡県、大分県、
横浜市、相模原市、大阪市、堺市、福岡市

4. 以下の県市については、採用者の男女別内訳を把握していないため、採用者数に含まない。
東京都、富山県、福岡県、大分県、大阪市

第6表 受験者数、採用者数の学歴（出身大学等）別の内訳

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	計		
受験者	国立教員養成大学・学部	人数	8,678 (9,426)	5,520 (5,946)	2,561 (2,880)	1,354 (1,612)	1,031 (1,068)	24 (3)	19,168 (20,935)	
		比率	21.4% (21.7%)	13.0% (13.5%)	10.7% (11.0%)	15.9% (16.6%)	11.4% (11.6%)	1.5% (0.2%)	15.2% (15.6%)	
	一般大学・学部	人数	28,649 (30,212)	32,802 (33,683)	17,676 (18,992)	6,266 (7,115)	6,136 (6,145)	1,236 (1,227)	92,765 (97,374)	
		比率	70.5% (69.5%)	77.0% (76.4%)	73.7% (72.6%)	73.5% (73.4%)	67.8% (66.5%)	77.4% (75.9%)	73.4% (72.5%)	
	短期大学等	人数	1,497 (1,882)	766 (823)	105 (94)	270 (349)	1,676 (1,821)	306 (363)	4,620 (5,332)	
		比率	3.7% (4.3%)	1.8% (1.9%)	0.4% (0.4%)	3.2% (3.6%)	18.5% (19.7%)	19.2% (22.5%)	3.7% (4.0%)	
	大学院	人数	1,812 (1,928)	3,499 (3,653)	3,649 (4,197)	639 (620)	208 (205)	31 (23)	9,838 (10,626)	
		比率	4.5% (4.4%)	8.2% (8.3%)	15.2% (16.0%)	7.5% (6.4%)	2.3% (2.2%)	1.9% (1.4%)	7.8% (7.9%)	
	計	人数	40,636 (43,448)	42,587 (44,105)	23,991 (26,163)	8,529 (9,696)	9,051 (9,239)	1,597 (1,616)	126,391 (134,267)	
	採用者	国立教員養成大学・学部	人数	4,804 (5,128)	2,150 (2,326)	693 (621)	689 (740)	247 (261)	1 (1)	8,584 (9,077)
			比率	29.7% (31.2%)	23.5% (23.1%)	15.5% (15.7%)	22.5% (23.9%)	19.6% (19.8%)	0.6% (0.5%)	25.0% (25.9%)
		一般大学・学部	人数	10,146 (10,091)	6,056 (6,639)	2,988 (2,572)	2,069 (2,073)	840 (858)	153 (162)	22,252 (22,395)
比率			62.8% (61.4%)	66.3% (66.1%)	66.7% (65.0%)	67.5% (66.8%)	66.5% (65.0%)	86.4% (80.6%)	64.9% (63.9%)	
短期大学等		人数	469 (482)	125 (153)	34 (22)	71 (82)	142 (171)	20 (35)	861 (945)	
		比率	2.9% (2.9%)	1.4% (1.5%)	0.8% (0.6%)	2.3% (2.6%)	11.2% (13.0%)	11.3% (17.4%)	2.5% (2.7%)	
大学院		人数	733 (739)	809 (931)	764 (741)	234 (207)	34 (29)	3 (3)	2,577 (2,650)	
		比率	4.5% (4.5%)	8.9% (9.3%)	17.1% (18.7%)	7.6% (6.7%)	2.7% (2.2%)	1.7% (1.5%)	7.5% (7.6%)	
計		人数	16,152 (16,440)	9,140 (10,049)	4,479 (3,956)	3,063 (3,102)	1,263 (1,319)	177 (201)	34,274 (35,067)	
採用率(%)		国立教員養成大学・学部	55.4% (54.4%)	38.9% (39.1%)	27.1% (21.6%)	50.9% (45.9%)	24.0% (24.4%)	4.2% (33.3%)	44.8% (43.4%)	
		一般大学	35.4% (33.4%)	18.5% (19.7%)	16.9% (13.5%)	33.0% (29.1%)	13.7% (14.0%)	12.4% (13.2%)	24.0% (23.0%)	
		短期大学等	31.3% (25.6%)	16.3% (18.6%)	32.4% (23.4%)	26.3% (23.5%)	8.5% (9.4%)	6.5% (9.6%)	18.6% (17.7%)	
	大学院	40.5% (38.3%)	23.1% (25.5%)	20.9% (17.7%)	36.6% (33.4%)	16.3% (14.1%)	9.7% (13.0%)	26.2% (24.9%)		
	計	39.7% (37.8%)	21.5% (22.8%)	18.7% (15.1%)	35.9% (32.0%)	14.0% (14.3%)	11.1% (12.4%)	27.1% (26.1%)		

- (注) 1. () 内は前年度の数値である。
 2. 採用率(%)は、採用者数÷受験者数である
 3. 「国立教員養成大学・学部」とは、国立の教員養成大学・学部出身者をいう。
 4. 「短期大学等」には、短期大学のほか、指定教員養成機関、高等専門学校、高等学校、専修学校等出身者等を含む。

第7表 受験者数、採用者数に占める新規学卒者・既卒者の内訳

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	計	
受験者	新規学卒者	人数	17,484 (17,228)	15,063 (13,867)	7,104 (7,428)	1,649 (1,797)	2,761 (2,693)	594 (583)	44,655 (43,596)
		比率	43.0% (39.7%)	35.4% (31.4%)	29.6% (28.4%)	19.3% (18.5%)	30.5% (29.1%)	37.2% (36.1%)	35.3% (32.5%)
	既卒者	人数	23,152 (26,220)	27,524 (30,238)	16,887 (18,735)	6,880 (7,899)	6,290 (6,546)	1,003 (1,033)	81,736 (90,671)
		比率	57.0% (60.3%)	64.6% (68.6%)	70.4% (71.6%)	80.7% (81.5%)	69.5% (70.9%)	62.8% (63.9%)	64.7% (67.5%)
	計	人数	40,636 (43,448)	42,587 (44,105)	23,991 (26,163)	8,529 (9,696)	9,051 (9,239)	1,597 (1,616)	126,391 (134,267)
	採用者	新規学卒者	人数	8,189 (8,055)	3,536 (3,433)	1,374 (1,153)	835 (840)	366 (432)	41 (54)
比率			50.7% (49.0%)	38.7% (34.2%)	30.7% (29.1%)	27.3% (27.1%)	29.0% (32.8%)	23.2% (26.9%)	41.8% (38.4%)
既卒者		人数	7,963 (8,385)	5,604 (6,616)	3,105 (2,803)	2,228 (2,262)	897 (887)	136 (147)	19,933 (21,403)
		比率	49.3% (51.0%)	61.3% (65.8%)	69.3% (70.9%)	72.7% (72.9%)	71.0% (67.2%)	76.8% (73.1%)	58.2% (61.0%)
計		人数	16,152 (16,440)	9,140 (10,049)	4,479 (3,956)	3,063 (3,102)	1,263 (1,319)	177 (201)	34,274 (35,067)
採用率 (%)		新規学卒者	46.8% (46.8%)	23.5% (24.8%)	19.3% (15.5%)	50.6% (46.7%)	13.3% (16.0%)	6.9% (9.3%)	32.1% (30.9%)
	既卒者	34.4% (32.0%)	20.4% (21.9%)	18.4% (15.0%)	32.4% (28.6%)	14.3% (13.6%)	13.6% (14.2%)	24.4% (23.6%)	
	計	39.7% (37.8%)	21.5% (22.8%)	18.7% (15.1%)	35.9% (32.0%)	14.0% (14.3%)	11.1% (12.4%)	27.1% (26.1%)	

(注) 1. () 内は、前年度の数値である。

2. 採用率 (%) は、採用者数 ÷ 受験者数である。

第8表 採用者数に占める教職経験者、民間企業等勤務経験者の数及び割合

区分	採用者					
	全体	教職経験者〔内数〕		教職経験者の割合 (%)	民間企業等勤務経験者〔内数〕	民間企業等勤務経験者の割合 (%)
		臨時的任用教員等のみ〔内数〕				
小学校	16,152 (16,440)	6,942 (7,289)	5,677 (6,052)	43.0% (44.3%)	426 (406)	2.6% (2.5%)
中学校	9,140 (10,049)	4,850 (5,743)	4,284 (5,131)	53.1% (57.1%)	301 (326)	3.3% (3.2%)
高等学校	4,479 (3,956)	2,416 (2,215)	2,048 (1,884)	53.9% (56.0%)	283 (217)	6.3% (5.5%)
特別支援学校	3,063 (3,102)	1,909 (1,897)	1,666 (1,633)	62.3% (61.2%)	158 (145)	5.2% (4.7%)
養護教諭	1,263 (1,319)	759 (730)	641 (642)	60.1% (55.3%)	65 (58)	5.1% (4.4%)
栄養教諭	177 (201)	92 (98)	75 (83)	52.0% (48.8%)	13 (23)	7.3% (11.4%)
計	34,274 (35,067)	16,968 (17,972)	14,391 (15,425)	49.5% (51.3%)	1,246 (1,175)	3.6% (3.4%)

- (注) 1. 「教職経験者」とは、公立学校教員採用前の職として国公立学校の教員であった者をいう。
2. 「臨時的任用教員等のみ」とは、国公立学校の臨時的任用教員、非常勤教員等として勤務していた経験のみを有する者をいう。
3. 「民間企業等勤務経験者」とは、公立学校教員採用前の職として教職以外の継続的な雇用に係る勤務経験のあった者をいう。ただし、いわゆるアルバイトの経験は除く。
4. () 内は、前年度の数値である。

教育DXで実現! オンライン社会科見学

～学習を深める博学連携の新しいカタチ～

教育DXで実現した新しい博学連携のカタチ

令和2年度4月、新型コロナウイルス感染症の影響で学校が一斉臨時休業、資料館も休館となった。その後、学校教育活動は再開したが多くの学校行事が制限・中止された。教育委員会教育総務部文化財課ではこれまで、学校へ資料を持ち込んで出前授業を実施してきたがこれも中止となった。さらに、資料館の見学に来ていた校外学習も中止となったことで、博学連携の手立てはすべて断たれた。

「学びを止めないために、何ができるだろうか」

そこで5月から「オンライン社会科見学」を始めた。当時、学校にはWi-Fiもタブレット端末もなかったが、既存の有線LANのインターネット回線と授業用パソコン、そして外部接続のWebカメラを使って実施することができた。



1. 「オンライン社会科見学」の実際

(1) 日光東照宮をバーチャル見学



本市では毎年、小学6年生の修学旅行で日光東照宮（栃木県日光市）を訪れていたが、これも全校で中止となった。そこで令和2年11月27日、日光東照宮と教室を繋ぐ「オンライン社会科見学－江戸幕府と日光御成道－」を実施した。

内容は、修学旅行の見学コースを巡りながら、川口市には「日光御成道」をはじめ徳川家ゆかりの地が各所にあり、将軍の日光社参にとって交通の要所であったことなどを紹介した。当日は全52校中、37校（3,597人）がライブで参加した。参加できなかった15校も後日、文化財課の公式YouTubeで動画を視聴できるようにした。

オンライン社会科見学の実際①

(2020.11.27 実施)

小6 社会「江戸幕府と日光御成道」



(2) 年間を通して学びをサポート

実施時期や対象学年、主な内容などは、社会科の年間指導計画に基づいて計画している。また、社会科に限らず、国語科の物語文や総合的な学習の時間など各学校からの希望を受けて実施する場合もある。

以下は、これまでに実施した主な「オンライン社会科見学」の実績である。

■6月

- ・小4「人々の健康や生活環境を支える仕事」
- ・浄水場から川口市の水道の歴史を解説

■6月～7月

- ・小6「古代の人びとの暮らし」
- ・資料館から市内出土の土器や石器などを解説

■7月

- ・小3「地域に見られる生産の仕事」
- ・鋳物工場から鋳物の歴史と作業工程を中継

■11月～12月

- ・小4「県内の発展に尽くした先人の働き」
- ・見沼代用水と見沼通船堀をバーチャル見学

■1月

- ・小1（国語科）「ためきの糸車」
- ・資料館から作品に登場する古い道具を紹介

■1月～2月

- ・小6「戦時中の人びとの暮らし」
- ・資料館から戦時中の資料を解説

■2月

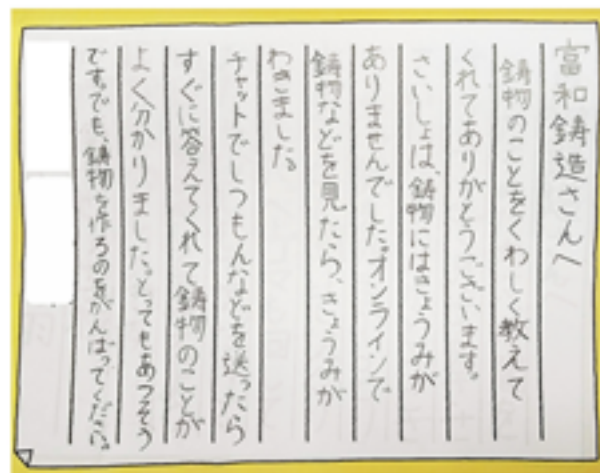
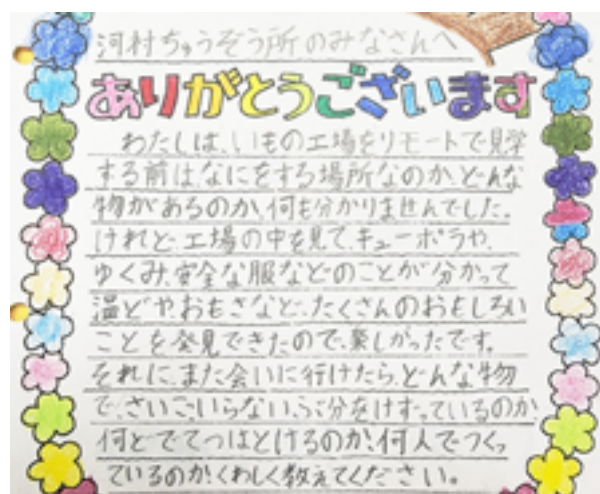
- ・小3「市の様子の移り変わり」
- ・資料館から昔の写真や生活道具を使って解説

(3) オンラインでも工場見学のねらいを達成

本市の小学3年生は毎年、地域に見られる生産の仕事について学ぶことをねらいとして鋳物工場を見学していたが、令和2年度以降、これも中止となった。そこで今年度、鋳物工場と教室を繋ぐ「オンライン社会科見学ーいもの工場を見学しようー」を実施した。見学時間に合わせて実際に工場の方に作業をしてもらい、その様子をWeb会議システム（Zoom、Microsoft Teams）を使ってライブ中継した。

計2回のうち、44校（4,074人）がどちらか希望した日程に分かれて参加した。児童のつぶやきや質問を先生方にチャットで送信してもらうようにしたことで、その場で解説を加えたり、もっとよく見たい箇所をアップにして見せたり、鋳物職人に質問したりするなど、児童の思考の流れに沿った見学ができた。

特筆すべきは、工場内の暑さや広さなど実感を伴わないオンライン見学にもかかわらず、どの学級でも学習のねらいを達成できたことである。それに加えて、次の授業で多くの児童が見学したことを生かして学習を進める様子が見られた。これらについては後述する。



2. 「オンライン社会科見学」の利点

(1) ねらいに応じた学び方の選択肢が増えた

まず、従来の現地見学と「オンライン社会科見学」のちがいを挙げてみると、以下のとおりである。ここで大

切なのは優劣ではなく、オンラインでも見学が可能になったことで学習のねらいに応じて見学の仕方を使い分けられる選択肢が増えた、ということである。

	現地見学	オンライン
強み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実感できる (熱、音、広さなど) ・ 情報量が多い ・ 新たな発見が多い ・ 満足感や感動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員が同時に共有 ・ 発表が苦手でも、発言しやすい (チャット、画面オフ) ・ コスト小 ・ 年間に何度でも可 ・ 板書やノートも可
弱み	<ul style="list-style-type: none"> ・ コスト大 ・ 見逃し、聞き逃し ・ 行ける場所が限定 (年間に1～2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実感しづらい ・ 通信環境が必須 ・ 意図的かつ限定的な情報しか得られない
活用場面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地見学や体験活動 ・ 実感そのものが目的 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前や事後の学習 ・ 現地見学前の下調べ ・ 学習内容を押さえる

次項(2)からは、オンラインの利点についてくわしく述べていく。

(2) リアルでは行けない場所も見学できる

社会科見学を実施する上で、現地の安全面や受入れ可能人数、大型バスの配車場所、移動にかかる時間などを考慮した結果、見学を断念しなければならない場合がある。しかし、「オンライン社会科見学」なら問題なく実施できる。

また、立ち入りを禁止している場所(下写真、用水路の中)や多人数を引率しては入れない場所、高い位置や狭い場所などもカメラを伸ばすことで見せることが可能である。



▲本来は立ち入れない用水路の中から(自撮り棒+カメラ)

(3) 専門家の視点を全員が同時に共有できる

社会科見学で現地へ行って「あそこを見て」と説明しても、立ち位置や距離によって見づらかったり、どこを指しているかわかりづらかったりすることがある。また慣れない環境で児童が周囲に気をとられて見逃したり、列の後方まで説明の声が届かずに聞き逃したりすることもある。火気や精密機械を扱う関係で紙や鉛筆の持ち込みを禁止していて、工場内ではメモがとれないことも課題であった。しかし、オンラインでカメラから送られてくる映像は専門家の視点そのものであり、全員が同時に見聞きすることができる。机上でノートを広げ、視聴しながらメモをとることもできる。



▲「熱そう!」 鋳物職人の目線になりきって見学

(4) 発表が苦手でもチャットで参加できる

「オンライン社会科見学」では、配信映像と解説に集中しやすいよう児童側のカメラとマイクは常時オフにして行うことが多い。その代わりに、解説中であっても質問や要望は随時、チャットで受け付ける。届いたチャットは、学習のねらいに沿う内容かどうかを判断し、その場で対応している。

このチャットの利点として、発表が苦手な児童が発言しやすいことが挙げられる。実際、これまで1度も授業中に発言したことがなかった児童や不登校で自宅から参加していた児童が、チャットで鋭い質問や豊かな感想を投稿し、周囲を驚かせた事例がいくつも起きている。



▲チャットで質問。その場で答えるから学びが深まる

(5) 費用対効果が高い

社会科見学を実施するためには、見学場所との日程調整やバスの手配、参加費の徴収、行き帰りの移動時間を含む授業時間の確保、引率に必要な先生方の確保、急な天候の変化や体調不良への対応など…時間、人、お金、その他の不確定要素など非常に大きな負担がかかる。

一方「オンライン社会科見学」は、45分間の授業時間内でも十分に実施可能である。天候にも左右されず、安全で快適な教室空間で参加できる。実際に現地でしか感じ取れないことを学ばせたい、という場合を除いてオンラインでの実施は、これまで費やしていた分の授業時数を、じっくり考えたり話し合ったりする時間に充てることが可能になる。

また、見学を受け入れる側からしても大幅な負担軽減になるため、持続可能な取組になる。

(6) 様々な場所に居ながら、だれもが参加できる

児童が居場所を選ばずに参加できることも、「オンライン社会科見学」の大きな強みである。感染症による急な学級閉鎖や感染に伴う出席停止、病気やケガによる欠席、そして不登校でも、オンラインであれば自宅に居ながら一緒に参加することができる。保健室や相談室など別室でも、問題なく参加できる。

令和4年12月に実施した「オンライン社会科見学ー井沢弥惣兵衛と川口の偉人・伊奈忠治ー」の参加児童数3,691人のうち、約2%にあたる77名の児童が自宅から参加した。さらに特別支援学級の児童も、41名が各自のタ

ブレットを使って参加した。学びを止めない遠隔授業としても「オンライン社会科見学」の果たす役割は大きい。

(7) 来館者数が激増／生涯学習の推進

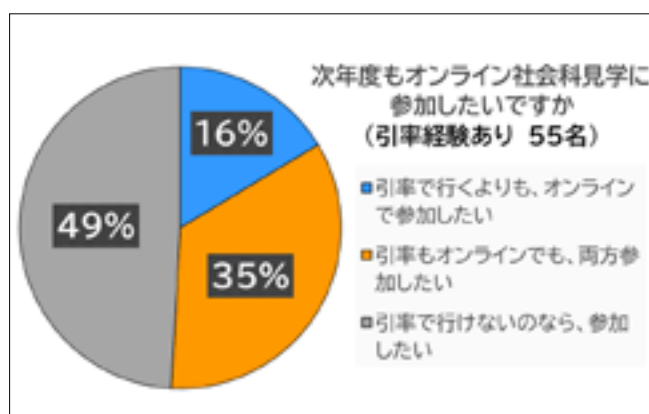
「オンライン社会科見学」に参加した後、週末に家族を伴って資料館に来館したり、現地へ見学に行ったりする児童が増えている。実際に令和2年度以降、資料館の来館者数は激増しており、令和3年度は前年比1.5倍にまで増えた。これはオンラインで見ただからこそ「実際に行ってみたい・見てみたい」と興味関心が高まった結果である。これは生涯学習を推進する観点からも、資料館や地域の史跡を身近に感じて学びの場を広げる良い機会となる。

■参加後の感想より抜粋

「オンライン社会科見学は、『自分も行ってみよう』という気持ちと、『行った気分になれてよかった』という気持ちの両方が芽生える、不思議な体験だと感じました。ぜひ、来年度の4年生の子供たちにも、実施していただけることを切に願っております。」(小学4年・担任)

3. 実施後の意識調査から

(1) 引率経験のある先生方が実感



先に述べた鋳物工場の「オンライン社会科見学」を実施後、参加学年の先生方に意識調査を行った。過去に実際に工場見学を引率した経験がある先生方は55名いたが、その半数にあたる28名が「引率よりもオンライン／引率とオンラインの両方」と回答した。さらに引率経験のない先生

方と結果を比較すると、経験がある先生方のほうがオンラインを肯定する意見が多いことがわかる（下表）。これは、引率経験がある先生方の実感として、オンラインでも学習のねらいが達成できることが確かめられたことを表している。

■「経験あり」と「なし」における回答者の比率（%）

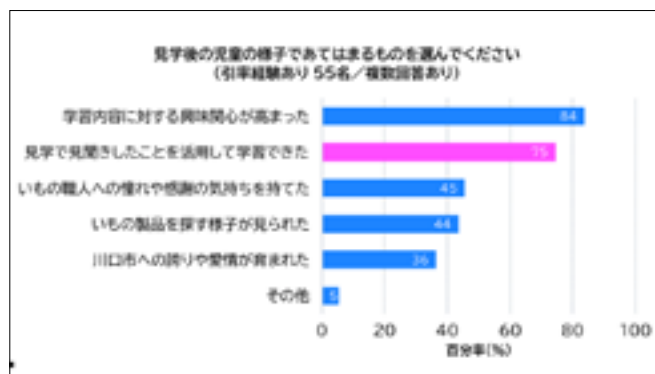
	経験あり	経験なし
引率よりオンライン	16%	5%
引率とオンライン両方	35%	35%
引率が行けないなら…	49%	60%

<「経験あり」の先生方の理由>

- ・日頃、ノートを書きたがらない児童が見学後、嬉しそうに何ページもメモを書いたノートを見せてくれた。
- ・次の授業で、ほぼ全員が見学内容をもとに話し合っていた。こんなことは初めてで、非常に驚いた。
- ・専門的な知識のある資料館の方の話は、自分が引率したときよりも説明がわかりやすかった。
- ・正直に言うと、オンラインには期待していなかったが、これを事前学習で学んでから現地見学に連れていきたいと感じた。

(2) 見学を生かして学習する子どもたち

見学後の児童の様子に関して「見学で見聞きしたことを活用して学習できた」ことについては、意識調査の結果、全体の75%が回答している。具体的には、右上の記述回答にあるような児童の姿が多くの学級で見られた。



- ・実際に工場へ行ったときは、メモする時間や場所がなかったが、オンラインだとノートを書きながら見学できて、次の授業でメモを見返しながら学習することができた。
- ・見学したあと、次の授業でどの児童もオンラインの内容を覚えていたことに驚いた。次の授業でメモを見返しながら学習することができた。

オンラインで広がる学びの輪

現在、「オンライン社会科見学」の取組は市内に広がりを見せている。一例を挙げると、図書館では、司書の仕事や書庫の中などを案内する「オンライン図書館見学」を実施した。環境センターでは、ごみ処理場やリサイクルの現場を、給食センターでは、その日の給食を調理・配送する様子を教室と繋いで実施した。また令和5年度には、機関研修の一環として数か所の史跡をリレー方式で繋ぐ教員研修も予定している。

今後は、新たな学び方としてオンラインによる博学連携を選択肢に加え、本市の児童生徒の深い学びを実現していきたい。

オンライン社会科見学の実際②

(2022.12.07 実施)

小4社会「井沢弥惣兵衛と川口の偉人・伊奈忠治



『森の国まつの』で Running & Walking

～運動習慣の定着と地域コミュニティの活性化をめざして～

はじめに

皆さんは、日頃から運動やスポーツをしていますか?愛媛県松野町は県内で一番小さなまちですが、朝夕には多くの住民の方がランニングやウォーキングに励んでいる姿を見かけます。

運動・スポーツというと、これまではソフトボールやレクリエーションバレーなどスポーツ団体による団体競技が中心でしたが、人口減少や少子高齢化により競技人口は減少し、活動も縮小する一方で、ランニングやウォーキングのように気軽に一人でも取り組めるものが好まれるようになってきました。さらにコロナ禍によって、団体競技での活動は大きく制限され、運動・スポーツ離れに一層拍車がかかりました。

そこで私たちは、住民の皆さんの健康づくりのため、気軽に楽しめる運動・スポーツ、そしてコロナ禍でも取り組めるものが提案できないか模索していました。

1. コロナ禍における新たなスポーツイベント

全国でも様々なスポーツイベントが中止・延期となりました。ちょうどその頃、ランニングイベント等の企画・運営を手掛け、本町のマラソン大会でも計測業務を行っている株式会社アールビーズから、コロナ禍でも楽しみ、モチベーションアップにつながるスマートフォンランニングアプリ「TATTA」、ウォーキングアプリ「SPORTS TOWN WALKER」、そしてそれらを活用した企画イベントへの参加の提案を受けました。

以前からランナー向けの携帯アプリで距離や時間の計測ができることは知っており、それをどのようにスポーツイベントと結びつけるのかイメージが湧かなかったのですが、単にランニングやウォーキングをするだけでなく、通常時

はもちろんのこと、イベント開催においても全国・県内・町内の参加者同士によって、走行距離や歩数で競い合うことができることから、参加者にも楽しんで参加していただけるとともに、モチベーションの維持・向上にもつながると思い、試験的に導入を決めました。

特にウォーキングは、子どもから高齢の方まで無理なく始められます。一人でも家族でも場所を気にすることなく取組め、ゆっくりと景色を楽しむこともできます。町内でも多くの方がウォーキングに取り組まれている姿を見て、さらに普及させたいという思いから何かできるのではないかと考えました。

2. オクトーバー・ラン&ウォーク

アプリを利用したイベントの一つに「オクトーバー・ラン&ウォーク」があります。タイトルのとおり、毎年10月1日から31日までの1か月間での走行距離及び歩数によって全国の参加者と競い合うイベントなのですが、登録する市町村同士でも競い合うことができます。

本町には、文化・歴史を感じることでできる場所がいくつ也存在しています。この取り組みを始めるに当たり、運動をしながらそれらを学ぶことができるコースを設定し、要所で解説を交えながら実施しました。これまでも文化・歴史をテーマにウォーキングを実施したことはありますが、視点を文化・歴史からウォーキングにシフトすることで、子ども・家族の参加が増えました



中世の山城「河後森城跡」を中心とした山城コースや文化的景観の選定を目指す目黒地域の農村景観を堪能するコースなど、町内それぞれの地域の魅力、“いいとこ”を再発見するとともに、参加者同士の交流も図りながら運動ができ、コロナ禍においても十分楽しめるものとなっています。



いった内容で、チェックポイントには、町の見どころになっている場所や、協賛事業者に関わる場所を10か所設定し、チェックポイントに近づくとアプリ内のカメラが起動できるようになり、チェックポイントの写真を撮ることでチェックインができ、次のポイントへ移るといった仕組みになっています。



また、この開催方法では、参加者が参加日時を自由に設定できることが魅力の一つでもあります。開催期間を16日間（現在は9日間）に設定しており、例えば、コースを2日に分けて走る、歩くことが可能で、期間内であれば途中で再開することもできるとともに、走ることが前提ではないため、子どもから高齢者の方まで幅広い参加が見込まれます。

そして、最大の魅力である地域住民との交流を図ることが可能です。当然ながら、通常大会では走行途中で地域住民と交流を図ることは容易ではありませんし、場合によっては大会に集中している中、景色を楽しめる余裕もないこともあります。

実際に走り終えた参加者や地域住民から大会の感想を聞いたところ、「地域住民の応援や会話をすることが多くて良かった。通常大会では味わえない。」や「途中で気になっていたお店に立ち寄り、買い物することができた。楽しみながら参加できた。」など、好意的な意見を多くいただきました。



3. まつの桃源郷マラソン大会オンライン

本町では、例年4月の第1日曜日に「まつの桃源郷マラソン大会」を開催し、「森の国まつの」春を満喫できる大会として、県内外から多くの方に参加いただいています。しかし、2020年大会では、新型コロナウイルス感染症の拡大により開催困難と判断し、止む無く中止としました。この大会は、町の一大イベントとしてこれまで30年続けてきましたが、このような状況での中止の判断により、町に暗い影を落とすのでした。

そのような中、コロナ禍でマラソン大会が開催できないか考えられ、スマートフォンアプリを使用したオンライン大会が普及していくことになりました。オンライン大会は、指定期間内で指定距離を走ればどこに居ても参加が可能ということで、開催中止が多かった時期においては、非常に注目を集めた開催方法だったのです。

本町でも、コロナ禍での開催に有効なオンライン大会を検討していたところ、どこに居ても参加可能なオンライン大会より、実際に現地を走ることができるオンライン大会の方が、より通常大会に近づけることができると思い、今のオンライン大会の開催に至りました。

具体的にはアプリロゲイニング方式を採用し、コース内に設置されたチェックポイントを順番に回りゴールすると

ただ、アプリを使用しての開催ということで登録、設定、使用方法など説明が必要なことから、開催期間中の土日はスタート・ゴール地点でスタッフを配置するとともに、定期的にコース内を巡回することで対応しました。

また、スマートフォンを持っていない参加者を想定し、チェックポイントシートを別で作成し、シールを張ることでチェックインが可能としました。

完走後、アプリはそのまま、シートは提出することで完走証明となり、完走証発行と併せて完走者を対象にした抽選会に参加できるといった内容です。

通常大会では、運営スタッフの確保が年々困難になってきており、参加者へのサービスの維持ができなくなりつつあった状況ではありましたが、オンライン大会によって、最低限のスタッフが確保できれば運営に支障をきたすこともなく、これまで参加したくてもできなかったスタッフも大会に参加することができるようになり、業務改善の面においても効果的であると考えています。

おわりに

ご紹介した「オクトーバー・ラン&ウォーク」、職域内のイベントである「さつきラン&ウォーク」、町独自イベント「節分ウォーキング」など、ランニングやウォーキングイベントを「スポーツタウン事業」として取り組み、現在普及活動をしているところです。

いつも参加している住民と顔を合わせると順位や距離の話になります。その生き生きとした顔を拝見する度に、導入して良かったと感じます。町内のあちこちで、ランニングやウォーキングに励む姿を今よりも多く見かけられるように、これからも普及に努めていきたいと思っています。

学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行について

スポーツ庁地域スポーツ課・文化庁参事官（芸術文化担当）付

1. 学校における部活動改革の必要性

学校の部活動は、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保するとともに、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感の涵養等に寄与してきました。一方で、少子化の進展により、従前と同様の学校単位での体制での運営を続けていくのは難しく、学校や地域によっては、既に存続が厳しくなっている部活動もあります。また、必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難になっています。

こうした現状を踏まえ、少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用し、生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現していく必要があります。このことは、生徒のみならず、地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術の環境整備となり、更には「まちづくり」としての効果も期待されるところです。

2. 文部科学省におけるこれまでの取組

これまで文部科学省においては、平成30年に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を行っており、平成31年（令和元年）には中央教育審議会や国会において、学校における働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘されました。これを踏まえ、令和2年に、休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針を示すなど、部活動改革に段階的に取り組んできました。

また、令和4年6月には運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言が取りまとめられ、8月には文化部活動の地域移行に関する検討会議の提言が取りまとめられました。

そして、令和4年12月に、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むべく、平成30年の運動部活動と文化部活動のガイドラインを統合した上で全面的に改定し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。

3. 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

ガイドラインは4つの章から成り立ち、「Ⅰ 学校部活動」は従来の内容を踏まえつつ、中学生を主な対象とし、高校生も原則適用することとしています。「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」、「Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」、「Ⅳ 大会等の在り方の見直し」が今回大幅に追加した部分で、公立中学校の生徒を主な対象とするものです。

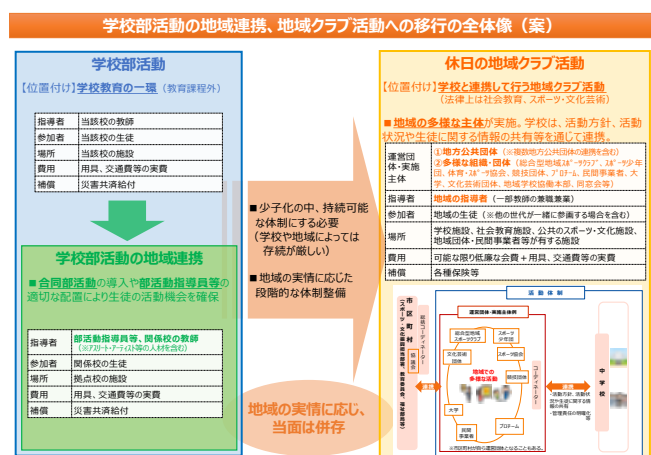
「Ⅰ 学校部活動」では、従来どおりの週当たり2日以上（平日1日、週末1日）の休養日の設定や、部活動に強制的に加入させることがないようにすること、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進めることを記しています。

「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」では、地方公共団体の地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備や、希望する教師等の円滑な兼職兼業手続き、休日のみ活動をする場合も原則として1日の休養日を設定すること等、新たな地域クラブ活動の在り方について示しています。

「Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」では、まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進することとしています。市区町

村が運営団体となる体制や地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進めるとともに、直ちに地域クラブ活動の体制が整備できない場合、合同部活動の導入や部活動指導員等の活用といった地域連携を進めることとしました。また、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしています。

「Ⅳ 大会等の在り方の見直し」では、大会参加資格を地域クラブ活動の会員等も参加できるように見直すとともに、できるだけ教師が引率しない体制の整備や、全国大会の在り方を見直すよう、関係団体等に要請しているところです。



4. そのほかの取組

文部科学省では、教師の兼職兼業や人事における部活動の指導力の評価、高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い等について、『『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について（令和4年12月27日付けスポーツ庁次長・文化庁次長・総合教育政策局長・初等中等教育局長通知）』にて整理・連絡するとともに、令和5年1月30日には、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」を公表しました。

https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf



また、令和4年11月に公表した、令和3年度における運動部活動及び文化部活動の地域移行等に関する実践研究事例集では、全国における先行事例を紹介しています。

（運動部活動）



（文化部活動）



（運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集）

https://www.mext.go.jp/sports/content/221101_spt_ori para-000025667_1.pdf

（文化部活動の地域移行に関する実践研究事例集）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/93787801_01.pdf

このほか、令和4年度第2次補正予算では、各地域での協議会や研修会の開催、広域的な人材バンクの設置など、地方公共団体が行う移行体制の構築に必要な経費として19億円を計上するとともに、令和5年度予算案では、地域移行に向けた実証事業や部活動指導員の配置等に必要な経費として28億円を計上しています。皆様におかれては、こうしたガイドラインや通知、事例集等も踏まえ、部活動の地域連携・地域移行への御理解・御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

（スポーツ庁 HP）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm



ひとりごと

「新たなことへのChallenge」

唐突だが、私には小学校4年生の息子がいる。その息子は少年野球のチームに2年生のころから在籍をしている。

あるとき息子が、私に少年野球のコーチをしてほしいと言ってきた。ちなみに私は野球経験がない。それでも少年野球のコーチを引き受けた。私自身、新しいことにChallengeしてみようという気持ちもあったからだ。

私の息子の性格はやや内向的で、自分から何かを発信することは滅多にない。そんな息子が昨年初めて4年生チームの副キャプテンに任命された。最初の挨拶では、案の定、言葉に詰まり、うまく話すことができなかった。しかし、そんな息子にヘッドコーチは「考えていること、感じていることをチームの為に発信できるように挑戦してほしい。」と声をかけてくれた。

その日から、徐々にではあるが自分の考えていることを発信するようになってきた。息子なりに頑張っているようである。練習から帰ってきて、「今日はしっかりと声が出せた。」と胸を張って妻に話す姿も増えてきた。

息子の前向きな姿勢を間近で見ることができて、少年野球のコーチにChallengeしてみて良かったと思えた。

そんな私は昨年の4月から文部科学省に研修生として勤務している。それまでは公立小学校の教諭として15年間勤務していた。教育委員会等の行政職を経験することなく、いきなり文部科学省へ勤めることには正直かなり迷った。しかし、息子があまり得意でないことにもChallengeしている姿や妻からの後押しもあり、研修生として勤めることを決めた。

あまりの教育現場との違いに何をすればいいかわからず、正直しんどくなる時期もあった。そんな時に思い浮かんだのは、必死に副キャプテンとして頑張っていた息子の姿である。妻からも試合の映像や様子が送られてくる。親馬鹿ではないが本当に良く頑張っていると思えた。そんな息子の姿に私も頑張らなければならないと元気をもらうことができた。もちろん、私が所属しているチームのみなさんにも支えられてここまでやってこられているのは、当然のことである。

改めて、家族やたくさんの方々を支えられていることを実感することができた。それだけでも新しいことへChallengeしたことに意義があったように思う。もちろん、私も家族の支えとなったり、チームに貢献したりできるように頑張らなければならない。

「新たなことへのChallenge」が良かったと思えるように、残りの時間を大切に過ごしていきたいと思う。

(N.D)

あ と が き

■ 特集は、初等中等教育企画課より「令和3年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」です。

■ 事業紹介は、初等中等教育企画課／群馬県教育委員会より「令和4年度市町村教育委員会研究協議会（第1ブロック）の開催について」、初等中等教育企画課／長崎県教育委員会より「令和4年度市町村教育委員会研究協議会（第2ブロック）の開催について」、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課より「学校安全の推進について」です。

■ 調査・統計は、総合教育政策局教育人材政策課より「[令和4年度公立学校教員採用選考試験の実施状況]について」です。

■ シリーズ「地方発!我が教育委員会の取組」として、埼玉県川口市、愛媛県松野町の各教育委員会から取組のご紹介をいただきました。多種多様な取組をぜひご覧ください。

■ お知らせは、スポーツ庁地域スポーツ課・文化庁参事官（芸術文化担当）付より「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について」です。

■ あっという間に月日は流れ、出会いと別れの季節が近づいてきました。悔いのないように1日1日を大切にしていきたいものです。

「教育委員会月報 令和5年1月号 No.880」

- ・発行・著作 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
- ・〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
- ・TEL : 03-5253-4111（代表）
- ・URL : <https://www.mext.go.jp>



文部科学省